

町会・自治会と市のパートナーシップ

検討報告書

平成25年1月

町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会

目 次

1	検討委員会の概要	1
2	現状と問題の整理	3
3	課題の整理	9
4	資料（会議資料抜粋）	13

【別冊資料】

町会・自治会と市のパートナーシップ
に関するアンケート調査報告書

1 検討委員会の概要

町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、松戸市総合計画後期基本計画に定めた本市の未来像「自分たちのまちは自分たちでつくる元気な街」を実現する上で求められる町会・自治会と市のパートナーシップの課題を整理するため、平成24年6月8日に設置されました。検討委員会では、地域のまちづくりにおける町会・自治会の活動及び市とのパートナーシップ、特に市政協力委員制度を検証し、現状と課題を市長に報告することが所掌事項となっています。委員は、松戸市市政協力委員連合会地区長12名、学識を有する者3名、市職員2名の17名で構成され、任期は平成25年3月31日までとしています。

【検討経過】

○第1回会議（6月8日）

「現状認識の共有①」

- ・町会・自治会の概況
- ・市政協力委員制度の概要
- ・町会・自治会と市とのパートナーシップの現状

【地区長ヒアリング】（6月25日～7月2日）

○第2回会議（7月5日）

「現状認識の共有②」

- ・近隣5市の現状比較及び全国の概況

「現状・問題の整理①」

- ・各地区ヒアリング結果からの現状及び問題の抽出、整理

○第3回会議（8月30日）

「問題の整理②」「課題の抽出①」

○第4回会議（10月2日）

「整理した問題・課題を確認するためのアンケート調査の検討」

- ・市政協力委員全員を対象としたアンケート調査の企画、調査票作成

【アンケート調査の実施】

- ・発送10月9日 回答期限10月26日

発送数405名 有効回答348名 回収率85.9%

○第5回会議（12月4日）

「アンケート調査結果」 → 「問題・課題の確認、整理」

○第6回会議（1月25日）

「課題の整理」 → 「検討報告書の作成」

【検討にあたっての基本的考え方】

町会・自治会と市のパートナーシップの現状から問題を抽出、整理するにあたっての基本的考え方を確認します。

現在、町会・自治会と市との間には、市政協力委員制度による広報広聴業務の協力関係のほか、様々な分野において業務を依頼し、連携するなどの協力関係が結ばれています。今後とも、町会・自治会と市は、豊かで活力ある地域社会の実現を共通の目的としたまちづくりのパートナーとして、町会・自治会による地域活動が活性化するとともに、地域に関わる市の施策が適切に実施できるよう、協力関係を構築していくことが重要と認識しています。

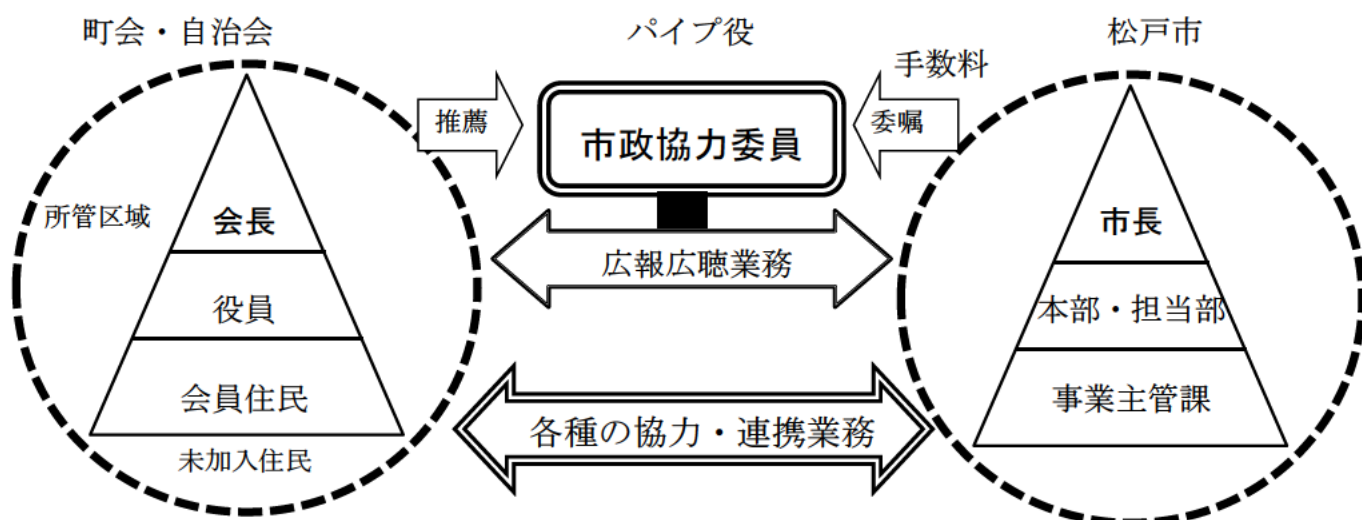
「パートナーシップ」とは、相互の信頼に基づく、対等な協力関係を意味し、検討委員会では、このパートナーシップの視点から、市政協力委員制度を含めて現状を検証し、より良い関係性の構築に向けて検討するものです。

【用語の説明】 「町会・自治会」「会長」

本報告書では、町会・自治会・管理組合・連合町会など一定の区域内の住民による住民自治組織を総称して「町会・自治会」と表現します。また、この組織を代表する会長・理事長などを総称して「会長」とします。

【市政協力委員制度とは？】

市政協力委員は、市と地域との間で、行政に関する様々な情報を取り次ぐ行政連絡員として主に広報広聴業務を任務とするもので、町会・自治会等からの推薦により市長が委員を委嘱します。任期は2年とし、担当する世帯数により1世帯300円/年の事務取扱手数料が支払われる制度です。



2 現状と問題の整理

検討委員会では、現状と問題について、12名の地区長からのヒアリング結果に基づいて抽出し、それを市政協力委員に対するアンケート調査の結果によって補完する形で整理しました。

I 町会・自治会の現状と問題について

(1) 単位町会・自治会の組織運営

望ましい姿	現状と問題
町会・自治会が果たすまちづくりの意義や役割を地域みんなが理解する。	現状は共通認識がない。 ・会長・役員の理解・自覚が足りない。 ・組織の運営や体制が適切ではない。会計や広報が適切に行われていない。 ・住民が理解せず、加入しない人も増えている。

【アンケート調査結果】

調査では、これまで把握されていなかった各町会・自治会の組織運営の実態について一定の知見を得ることができました。ヒアリング結果からは組織運営に一部不適切な現状があることを挙げておりますが、調査結果からもそれを裏付けることができました。規約、総会、会計処理など基本的な事項については、全体としての実施率は高いものの、一部に不備が見られること、また、会報・広報の実施は5割に止まっており、地域みんなが課題や役割、活動を共有できる体制としては、十分ではないことも確認できました。

(2) 地区のまとめ

望ましい姿	現状と問題
町会・自治会が地区でまとまって課題に対処する。まとまる意義をみんなが共有する。	現状は地区の組織力が十分ではない。求心力も弱い。 ・実務を掌る役員や事務局機能がない。 ・地区長に負担が集中している。 ・みんなで取り組む地区の課題が見つからない。 ・まとめりがつく地区割りになっていない。

【アンケート調査結果】

連合組織への加入状況については地区で異なる現状が確認できました。また、町会・自治会が単独では出来ないことを地域で協力・連携する必要性については支持する人が多く、特に、町会・自治会が積極的に様々な活動に取り組んだ方が良くと考える人ほど協力・連携の必要性を支持していることがわかりました。

(3) 全市のまとめ

望ましい姿	現状と問題
約400の町会・自治会が全市的にまとまって課題に対応する。	現状はその組織がない。 ・課題の共有、交流や情報交換、協議ができない。

【アンケート調査結果】

全国の例を説明して本市にも全市的な連合組織があった方が良いかを聞いたところ、7割の賛意が示されました。町会・自治会活動の積極性や協力・連携の必要性を支持する人ほど賛意が高くなりますが、消極的な態度の人も少なからずいることがわかりました。

(4) 地域活動の活性化

望ましい姿	現状と問題
自発的な活動が積極的に行われる。	現状は活発でないところもある。 ・活動の意欲やノウハウが広まらない。 ・成功事例や手法を知る研修や交流の機会がない。 ・団体間の連携が十分でない。

【アンケート調査結果】

町会・自治会が積極的に様々な活動に取り組んだ方が良いと考える人が9割を占めました。ただし、仕事の負担が大きい人や60才未満の人ほど積極性が下がる傾向も明らかになりました。

II 地域に係わる市政の現状・問題について

(1) 公共サービスの提供

望ましい姿	現状と問題
防犯灯の設置、ごみ集積所の管理、施設の管理など地域が担う公共サービスが安定的、適切に提供できる。市は公共サービスの質を確保する。	現状の問題はないが、実施体制など現状が適切か検証する必要がある。

(2) 地域の意見要望、同意の調整

望ましい姿	現状と問題
市政懇談会は地域が希望する形で開催する。また、地域の意見要望・同意は地域内で調整して伝える。	現状は、市政懇談会の開催の仕方に改善点がある。また、調整が十分か不明である。 ・地域全体の問題を取り上げていない。 ・話し合いがない。意見が出ない。 ・市政協力委員が出席しない。認識が低い。
市は意見要望を受け、その対応（検討や実施など）の説明責任を果たす。	現状は、説明が十分ではない。 ・支所長一人では大変である。 ・普段から職員と話をする機会がない。

(3) 市政情報の周知

望ましい姿	現状と問題
必要な情報を住民に的確に伝える。	問題はないが、周知状況の検証は必要である。 ・市からの文書送付の予定がわかればありがたい。

(4) 募金、行事イベント、各種事業への協力

望ましい姿	現状と問題
市は協力依頼に地域の理解、賛同を得る。	一方的になっていないか、また依頼内容の妥当性を検証する必要がある。 ・市からの依頼が地区長に集中している。

(5) 各種委員、表彰者の推薦

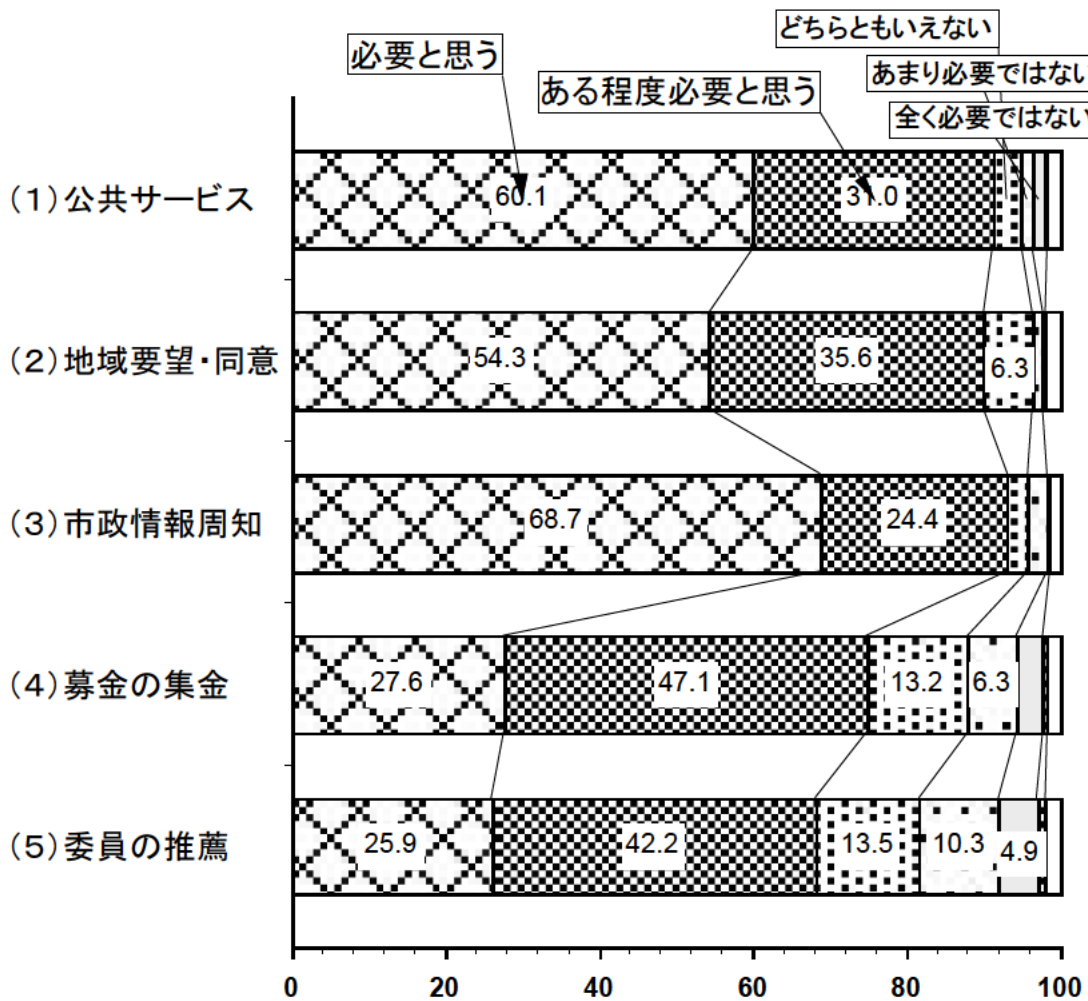
望ましい姿	現状と問題
それぞれに相応しい人を適切に選任する。	現状は人材探しに苦勞している。 ・広く人材を探せる体制が必要である。 ・地区長、町会長の負担が大きい。

【アンケート調査結果】

調査では、市が町会・自治会に依頼している5つの業務について、町会・自治会が実施する必要性をどのように感じているのかを聞いたものです。

- (1) 公共サービス（防犯灯やごみ集積所の設置管理など）を担うこと
- (2) 地域要望の取次ぎや地域内の同意の取りまとめ
- (3) 市政情報の周知（回覧やポスター掲示）
- (4) 各種募金の集金・拠出
- (5) 各種委員や表彰者の推薦

この結果、(1)公共サービス、(2)地域要望・同意、(3)市政情報の周知については、町会・自治会が担うことについて「必要と思う」「ある程度必要と思う」が9割に達していますが、(4)募金の集金、(5)委員の推薦については、必要性に疑問を持っている人が4分の1程度いる結果となり、町会・自治会が依頼業務に対してやらされ感や負担感を募らせている恐れがあることも想定されます。市が業務を依頼する際には町会・自治会の理解と納得を得るよう更なる努力が必要と考えます。



Ⅲ 町会・自治会と市の関係の現状・問題について

(1) 市政協力委員制度

望ましい姿	現状と問題
市政協力委員が制度を理解して任務に当たる。	現状は責務を自覚していない委員もいる。 ・市の啓発、研修が足りない。
市は広報広聴の業務を適切に実施できる制度にする。	現状は制度と実態に齟齬がある。 ・個人をパイプ役にする必要はない。
町会・自治会は責任をもってパイプ役となる委員を推薦し、その委員を通して適切に活動する。	現状は一部に不適切な例も見受けられる。 ・市政協力委員の選び方を是正すべき。委員がしょっちゅう替わる。任期は全うする。
委員個人の役割と町会・自治会の業務を整合させる。	現制度は整合していない。 ・市政協力委員と町会長を分ける必要がない。
市政協力委員連合会の組織目的に沿って地区長会議を適切に運営する。	市政協力委員は広報広聴の行政連絡員であり、町会・自治会の代表ではないので限界がある。 ・全市的な問題・課題の話し合いがない。 ・自主的な交流、検討、研修もない。
事務処理手数料は委員個人の任務に対する対価である。	現状は任務や対価の趣旨が曖昧になっている。 ・広報広聴の任務が組織体制の中で行われている。 ・委員の任務と町会長の役割が混同されている。 ・町会・自治会に依頼している様々な業務に対する対価がない。地区長や町会長などの負担に当たっていない。

【アンケート調査結果】

ア. 委員の任務と町会・自治会の活動

調査では、まず、回覧や掲示の業務について処理方法を聞いた結果、個人では完結せず、町会・自治会の組織力で実施しているケースが少なからずあることが確認できました。また、会長職にある人が市政協力委員を兼務する必要性が支持されていることや委員業務と町会・自治会活動の区別は困難とする人が多いことも明らかとなりました。

イ. 事務取扱手数料と会長手当

市政協力委員の個人所得として支払われている事務取扱手数料が実際にどう使われているのかを聞いた結果では、町会・自治会活動のために使われている実態が確認され、会長職の人ほどその傾向が見られました。また、会長手当については3割強の町会・自治会で支払われていることがわかりました。

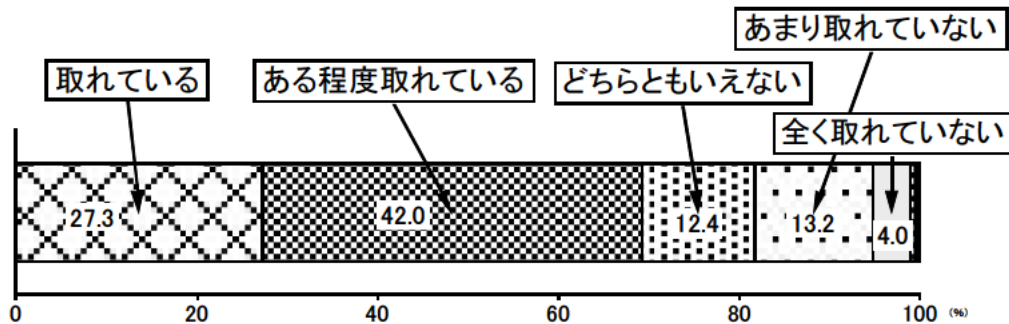
(2) 関係全般

望ましい姿	現状と問題
市が町会・自治会を市政運営のパートナーとして明確に位置づける。	現状は関係性が不明である。 ・市の関与が不十分で実態も把握されていない。 ・加入促進や組織運営への支援が十分でない。
町会・自治会と市の関係全般をカバーする制度が必要である。	現状の市政協力委員制度ではカバーできていない。 ・市政協力委員と会長が曖昧になっている。

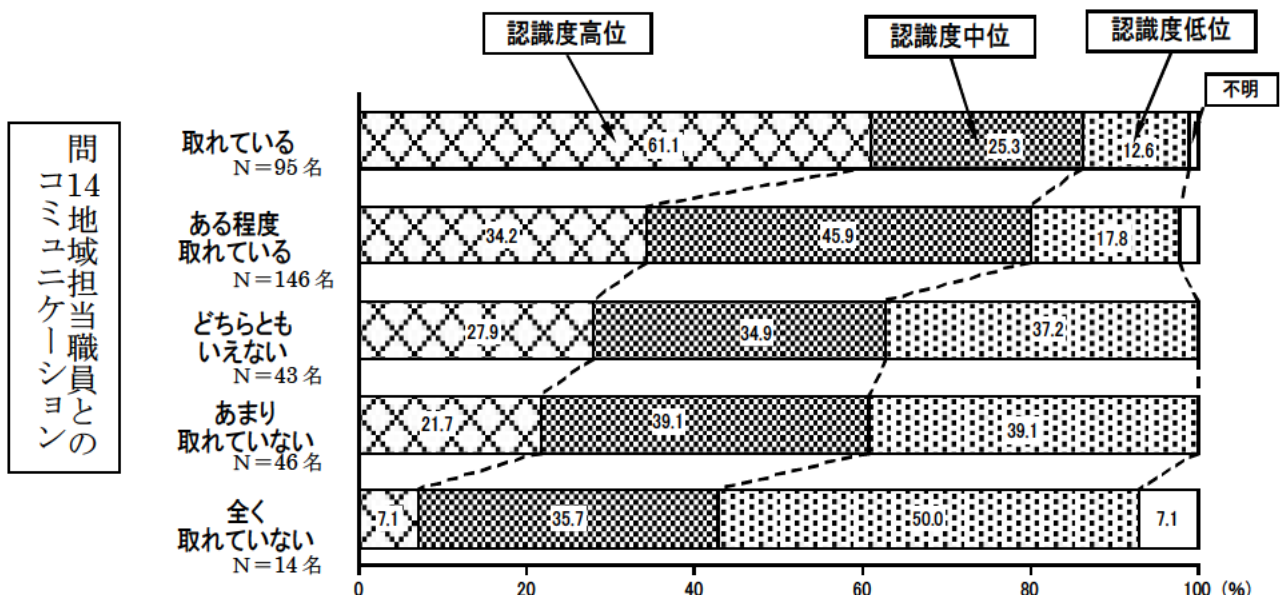
【アンケート調査結果】

市政協力委員が普段の活動の中で、市とのコミュニケーションが上手く取れていると感じているのかを聞いた結果、コミュニケーションが取れていないとする人も少なくない現状がわかりました。また、町会・自治会活動の活性化に積極的な人ほど「取れている」「ある程度取れている」の回答が多くなること、コミュニケーションが取れている人ほど市の依頼業務に対する必要性の認識度も高くなることわかりました。

(1) 本庁の地域振興課あるいは支所の職員とのコミュニケーション



(2) 依頼業務の認識度×コミュニケーション



3 課題の整理

現状と問題を整理した結果から、今後取り組むべき課題を整理しました。
なお、補足説明としてアンケート調査結果を付記しました。

I 町会・自治会の地域活動が有効かつ適切に行われるために必要なこと

1. 町会・自治会が果たすまちづくりの意義や役割を地域みんなが理解するための（仮）活動の手引きを整備し、その活用を通して組織運営の適正化及び自発的な活動の活性化を図る。
2. 全市及び地区組織の体制を整備し、対話や交流を通して町会・自治会みんなの組織力で課題の解決に取り組む。

【補足説明】

- ①活動の手引きについて、アンケート調査では連合組織が作成している事例を挙げて、役に立つと思うか有用性を聞いたところ、6割強の人が有用性を支持する結果となりました。特に、町会・自治会活動の積極性や連合町会の必要性を支持する人ほど有用性を感じていることから、課題を解決する有効なツールになるものと考えます。
- ②全市的な連合組織の必要性について支持する人が7割弱、地域で町会・自治会が協力・連携する必要性について支持する人が8割を超えていることから、全市及び地区組織の体制整備、特に、身近な地域での連合組織に対するニーズが高いものと考えます。

II 地域に係わる市政（町会・自治会の協力による公共サービスや事業の実施）が有効かつ適切に行われるために必要なこと

1. 地域で提供される公共サービスや事業を実施するための組織体制や手続きを確保する。
2. 市は依頼事項に対する地域の理解・了解を十分に得るための周知、説明、協議の体制を確立する。また、日常的に地域とのコミュニケーションが図れる体制を充実する。
3. 市は公共サービスや事業の質を確保するために実施内容を検証し、必要な協力・支援・指導などをフォローする。

【補足説明】

- ①アンケート調査では、市からの依頼業務に対して、町会・自治会が業務を実施する必要性について一部認識されていない実態が明らかとなりました。また、その認識度が市とのコミュニケーションの良し悪しに影響されることもわかりました。このことから、依頼事項に対する地域の理解・了解を十分に得るための周知、説明、協議の体制を確立すること、また、日常的

に地域とのコミュニケーションが図れる体制を充実することを課題とすることは適切と考えます。

Ⅲ 市政協力委員制度の検証・見直し、これからの町会・自治会と市のパートナーシップを構築するために必要なこと

(1) 市政協力委員制度を継続する上での課題

1. 市政協力委員及び推薦母体の町会・自治会が制度の目的や任務を理解して活動するよう周知を徹底する。
2. 市は市政協力委員の任務（広報広聴）と町会・自治会への依頼を明確にして制度を運用する。
3. 市政協力委員連合会地区長会議の組織目的に沿って運営を見直す。
4. 市政協力委員に対する事務取扱手数料を任務に合わせて見直す。

【補足説明】

①アンケート調査からは、市政協力委員個人の任務と町会・自治会としての活動が混在し、曖昧になっている実態が明らかとなりました。今後とも、市政協力委員制度を継続するのであれば、市は制度の目的や委員の任務を明確にするとともに、その任務に合わせた事務取扱手数料を支払うなど制度の運用を見直すことが課題になります。また、委員及び町会・自治会に対しても制度の趣旨に則って活動するよう理解を求めることが課題となります。

②市政協力委員連合会地区長会議については、市との話し合いの場がアンケート調査でも支持されていることから、市との協議の場として運営を見直すことが課題になるものと考えます。ただし、組織目的が広報広聴業務を任務とする委員であることから限界はあるものと考えます。

※アンケート調査では、市政協力委員の業務と町会・自治会活動の区別が難しいとする人が7割に達していることから、ここで挙げた課題を解決して市政協力委員制度を継続することは難しいものと考えられます。

(2) 市政協力委員制度から新たな制度に移行する上での課題

1. 広報広聴の業務が適切に実施できるよう、町会・自治会と市が個人のパイプ役を通さずに連携する制度を構築する。
2. 市政協力委員連合会地区長会議は全市的な組織体制を整備する中でその機能を確保する。
3. 町会・自治会と市が連携する制度において、依頼業務に応じた適切な対価を支払う制度を設ける。

【補足説明】

- ①市政協力委員制度に代わる新たな制度を前提とする場合、調査結果からは、委員の業務が町会・自治会の組織体制を活用して行われるケースが多いと想定されることから、この実態に合わせて町会・自治会が業務を行う制度へ移行することが適切と判断します。
- ②新制度を検討するに当たっては、地域の連合組織や全市的な連合組織を整備する必要性が支持されていることから、その組織体制と整合を図りながら、市政協力委員連合会地区長会議の機能を確保する必要があると考えます。
- ③事務取扱手数料については、町会・自治会活動のために使われている実態があること及び町会・自治会が業務を実施する新制度を想定するのであれば、業務に対する対価は、町会・自治会に支払われるよう制度を検討することが課題となります。

(3) 町会・自治会と市のパートナーシップを構築するための課題

1. 市が町会・自治会を市政運営のパートナーと位置づけ、互いの役割などパートナーシップを制度的に確立する。
2. 市は組織運営や地域活動に対する支援を充実する。
3. お互いの理解や信頼を高めていけるよう話し合いの場などの体制を整備する。特に、市職員が地域に関心を持って地域づくりに関わる仕組みを検討する。

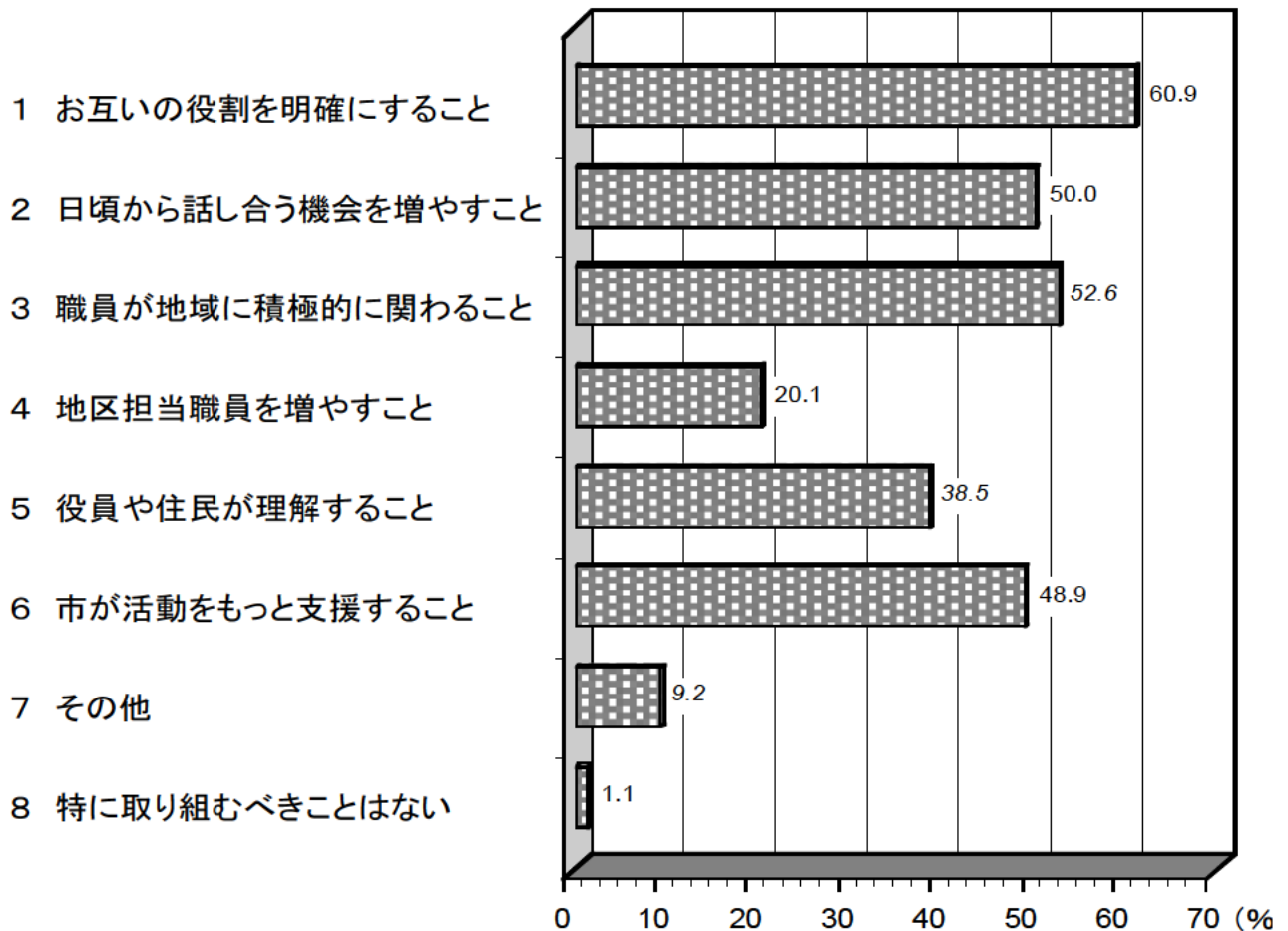
【補足説明】

- ①アンケート調査では、町会・自治会と市がより良い協力関係を構築するためには、今後どのようなことに取り組んだら良いと思うかを聞いたところ、町会・自治会と市がお互いの役割（協力や支援など）を明確にすること、市職員みんなが地域に関心を持って積極的に関わること、町会・自治会と市が日頃から話し合う機会を増やすこと、市が町会・自治会の活動をもっと支援することが上位回答になりました。特に、お互いの役割を明確にすることが町会・自治会活動の積極性や依頼業務の認識度が高い人から支持

される傾向がわかりました。お互いの役割などパートナーシップを制度的に確立し、これらのニーズに応えることが課題として適切なものと判断します。

※参考：アンケート調査の結果

パートナーシップ構築に必要な取り組み（問15）



4 資料（会議資料抜粋）

- (1) 市政協力委員制度の概要…………… 14
市政協力委員制度の手引き、12地区の位置図
- (2) 町会・自治会等に関するしらべ…………… 19
- (3) 町会・自治会と市のパートナーシップの現状について…………… 22
調査項目と結果、分類項目、町会・自治会に係わる活動と市との関係整理表
- (4) 住民自治組織比較表（県内近隣5市）…………… 25
- (5) 全国の概況…………… 26
全国市区町村と町内会自治会との連携・協働事業の現状
代表的な「協働」関係のイメージ、協働制度の導入状況
- (6) 町会・自治会と市のパートナーシップとは？…………… 29
- (7) 現状・問題のヒアリング結果…………… 31
- (8) 問題の課題の抽出・整理…………… 37
現状・問題のヒアリング結果→問題の抽出・整理（案）→課題の抽出（案）
抽出した課題を整理する案
- (9) アンケート調査企画…………… 44
市政協力委員全員アンケート調査企画案、設問のねらいと分析の考え方
- (10) 問題・課題の確認・整理…………… 47
町会・自治会と市のパートナーシップの構築に向けた課題について
- (11) 町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会名簿…………… 49

【別冊資料】

町会・自治会と市のパートナーシップ
に関するアンケート調査報告書

市政協力委員制度の手引き

平成23・24年度

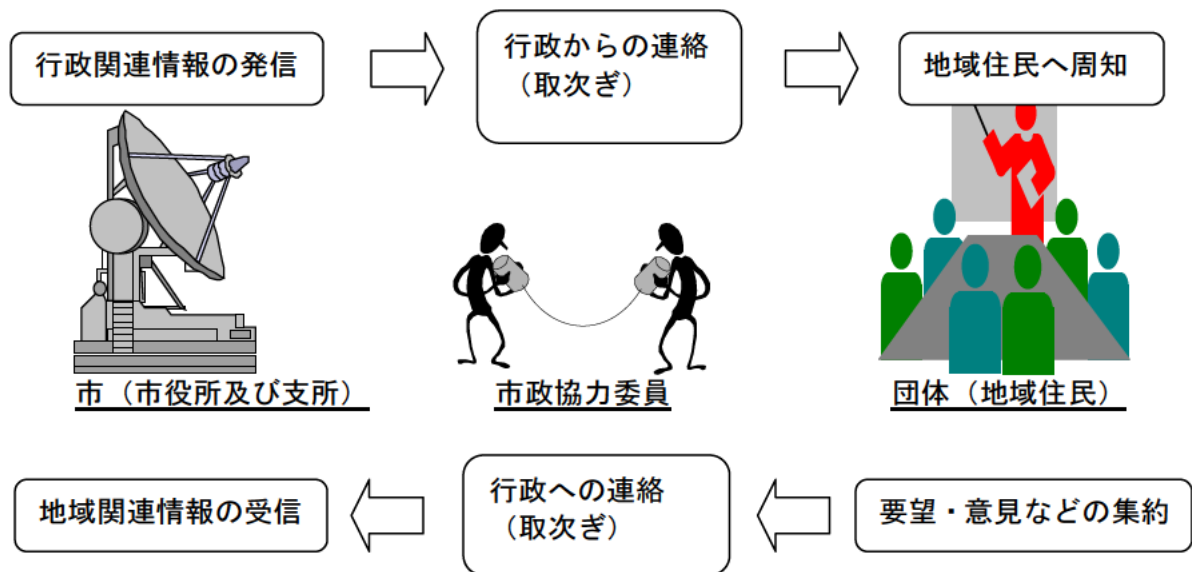
松戸市 市民担当部 地域振興課

市政協力委員の業務

松戸市では、市行政の円滑な運営と民主的で明朗な市民生活を確立するために、行政と住民の皆さんを結ぶパイプ役として、『市政協力委員』制度を設けています。

市政協力委員の皆さんには、下記の業務を担当していただきます。

- (1) 市行政通達事項の周知徹底に関すること。
- (2) 世論の取次ぎに関すること。
- (3) 市の依頼業務を遂行すること。
- (4) その他市政発展のために必要なこと。



市政協力委員と地域団体の関係

市政協力委員は、『市』と町会・自治会等の『地域団体』との間で、行政に関する様々な情報を取り次ぐ『行政連絡員』です。

従って、1つの団体（連合体を成す団体を含みます。）に、1人の市政協力委員を基本としますが、地域の状況（世帯数が多い団体等）により、2人以上の市政協力委員が団体を分担する場合や、また反対に、1人の委員が2つ以上の団体を受け持つなどの場合があります。

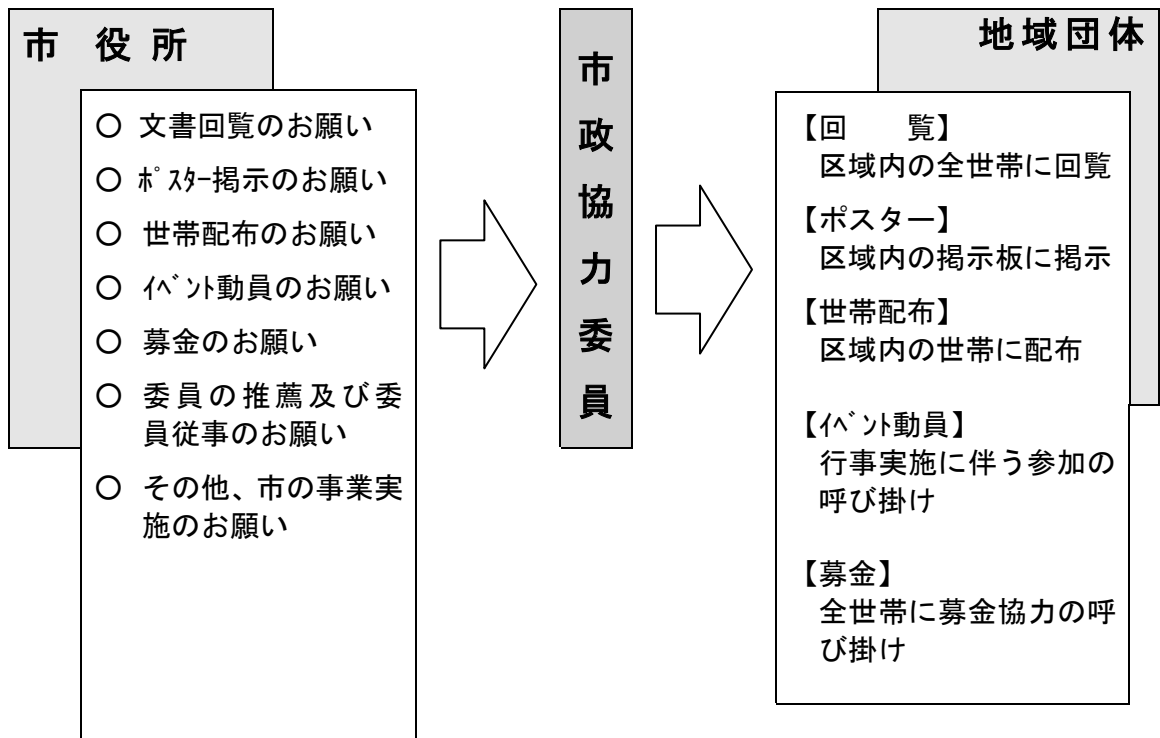
市政協力委員の任期

市政協力委員の任期は、委嘱日から平成25年3月31日までです。

任期の途中で役員改選等により、変更となる場合には、事前に担当の各支所（本庁・明第1・明第2地区は地域振興課）までご連絡ください。

市から地域への行政連絡の方法

市から市政協力委員への連絡依頼は、原則として、毎月第2・第4火曜日に、文書で送付します。内容を確認し、速やかに担当区域に伝達していただきます。



- 1 市からの文書等は、原則として、市政協力委員を通して地域団体へ連絡されます。
- 2 市からの文書には、文書確認番号『松地確第〇〇号』が付されています。
- 3 市政協力委員の回覧数、掲示数は、変更の都度ご連絡ください。
- 4 発送文書の数量によっては、普通郵便でなく郵便小包（配達時に受取印が必要）にて発送しますので、受け取りが可能な場所（または代理に受け取れる方）を指定してくださるようお願いいたします。

市政懇談会と地域の声の取次ぎ

市民（地域住民）の声を行政に取り入れるため、毎年1回『市政懇談会』を開催しています。市政協力委員と市長の懇談を通して、市との連携を図っていただきます。

また、地域の皆さまの要望等は、随時、担当の各支所（本庁・明第1・明第2地区は地域振興課）、または市役所担当部課に取り次いでください。

なお、市民（地域住民）から市政協力委員を通じて、地域要望等をお伝えいただく場合に、市政協力委員の連絡先（住所、電話番号）に関するお問い合わせがあった場合には、情報提供させていただきますのであらかじめご了承ください。

事務取扱費をお支払いします

行政連絡物の回覧、掲示の業務、市政懇談会の出席及び地域要望の取りまとめ、取次ぎ等、市政協力委員活動の事務取扱に対する市政協力委員事務取扱費を、年2回に分けて、指定の金融機関の口座へ振込でお支払いします。

また、事務取扱費は、『個人収入』になりますので、お支払いの際に所得税源泉徴収税額を控除します。

なお、世帯数につきましては、上半期分については4月1日現在の世帯数、下半期分については10月1日現在の世帯数での計算となります。

市政協力委員事務取扱費（年額）

【世帯割】

1世帯当たり300円×受持世帯数

バッチ（徽章）及び活動保険

- ・市では、市政協力委員活動中の事故に対しては、市政協力委員活動保険に加入しています。
- ・市政協力委員には、バッチ（徽章）を貸与しています。
※市政協力委員が変更になる場合、前任の市政協力委員の方は、担当の各支所（本庁・明第1・明第2地区は地域振興課）にバッチをご返却ください。

市政協力委員連合会

市政協力委員が、地域での活動をより円滑に行えるように、市内12地区に、『地区会』が組織されています。

地区会は、各地区内の市政協力委員により構成され、地区会において地区長を選出していただきます。

選出された12名の地区長により、『市政協力委員連合会』が組織され、業務の円滑な運営を図るために、年3回程度『地区長会議』を開催しています。

【地区会】

- | | | |
|--------|---------|----------|
| ①本庁地区 | ②明第1地区 | ③明第2地区 |
| ④矢切地区 | ⑤東部地区 | ⑥馬橋地区 |
| ⑦常盤平地区 | ⑧五香六実地区 | ⑨常盤平団地地区 |
| ⑩小金地区 | ⑪小金原地区 | ⑫新松戸地区 |

市政協力委員制度に関する担当課は
『市民環境本部 市民担当部 地域振興課』です。

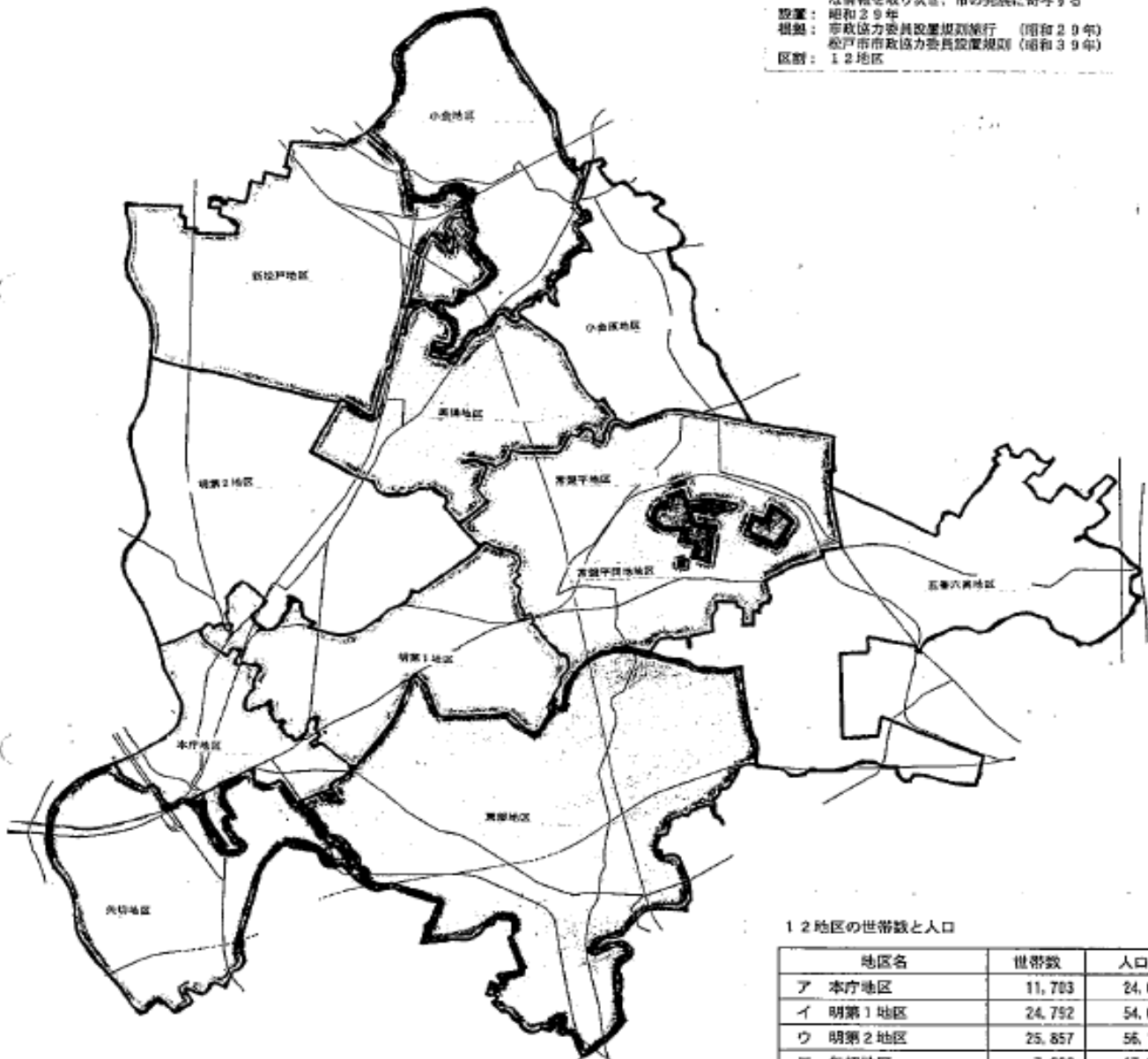
電 話 366-7318（直通）

FAX 366-2447（直通）

12地区の位置図

市政協力委員の概要

目的: 市行政の円滑なる運営と民主的にして明朗なる市民生活確立する。
 活動: 市と町会・自治会等の地域団体とのさまざまな情報を取り次ぎ、市の発展に寄与する。
 設置: 昭和29年
 根拠: 市政協力委員設置規則施行(昭和29年) 松戸市市政協力委員設置規則(昭和39年)
 区別: 12地区



12地区の世帯数と人口

地区名	世帯数	人口
ア 本庁地区	11,703	24,009
イ 明第1地区	24,752	54,003
ウ 明第2地区	25,857	56,113
エ 矢切地区	7,620	17,300
オ 東部地区	17,446	42,062
カ 高橋地区	17,249	39,283
キ 常盤平地区	23,782	54,019
ク 五番六実地区	24,203	59,610
ケ 常盤平田地区	5,208	8,458
コ 小金地区	18,736	42,795
カ 小金原地区	12,966	30,063
シ 新松戸地区	26,521	59,299
合計	216,083	487,014

町会・自治会の状況

会数: 396町会・自治会等 (24.4(現在))
 加入: 加入率 73.5% (23.4(現在))

※平成21年1月1日現在

縮尺 1 / 50,000 | 1.5km | 平17総後、第596-11号

町会・自治会等に関するしらべ

平成24年6月13日09:00現在 地域振興課

	地区名	連合町会等構成団体		単独活動団体
合計	396 団体	連合体の名称	260 団体	136 団体
1	本庁 (31)	小山連合町会	小山第1町会、小山第2町会、小山第3・4町会、小山第5町会、小山第6町会、小山第7町会、小山第8町会、小山第9町会、小山第10町会、小山第11町会、小山第13町会、小山第14町会 (12)	平潟自治会、納屋川岸町会、本町自治会、一丁目向山下自治会、二丁目自治会、三丁目西自治会、三丁目東自治会、松戸山下自治会、陣ヶ前自治会、宮前町自治会、角町自治会、下横町自治会、リンデンハイム自治会、コスモ松戸スクエア自治会、松戸第三住宅、ライオンズプラザ松戸中央公園管理室、ライオンズステーションタワー管理室、野菊野第1ローヤルコーポ管理組合、ファミリースクエア松戸リーラーcommons管理室 (19)
2	明第1 (59)	稔台連合町会	稔台第1町会、稔台第2町会、稔台第3町会、稔台第4町会、稔台第5町会、稔台第6町会、稔台第7町会、稔台第8町会、稔台第9町会、稔台第10町会、ティアラシティ町会 (11)	松戸新田第1町会、松戸新田東町会、仲井町町会、松戸新田第4町会、松戸新田第5町会、松戸新田第6町会、寒風台町会、京流自治会、胡録台南自治会、胡録台高見自治会、胡録台大畑自治会、相模台町会、岩瀬自治会、旭ヶ丘町会、小根本自治会、緑ヶ丘一丁目自治会、緑ヶ丘二丁目町会、野菊野団地自治会、八柱自治会、みなづき町会、最高裁判所松戸宿舎、さつき会、松戸ハイム管理組合、松久ハイツ、稔台自治会、松戸野菊野第2ローヤルコーポ管理組合、松戸小根本コンド自治会 (27)
		胡録台自治会連絡協議会	胡録台第1自治会、コスモ・アベニュー住宅自治会、シャリエ松戸自治会、コープ野村マンション自治会、レクセル・ガーデン自治会、胡録台第2自治会、胡録台第3自治会、県営住宅自治会、胡録台第5自治会（富士見自治会）、ニー三自治会、厚生労働省胡録台宿舎自治会、個別集合住宅自治会 (12)	
		根本連合町会	根本第一町会、根本第二町会、根本第三町会、根本第四町会、根本第五町会、根本第六町会、根本七町会、根本第八町会、根本第九町会 (9)	
3	明第2 (32)	上本郷連合町会	上本郷第1町会、上本郷第2町会、上本郷第3町会、上本郷松郷町会、松ヶ丘団地自治会、北松戸町会 (6)	樋野口町会、古ヶ崎東自治会、栄町一丁目町会、栄町二丁目町会、栄町三丁目町会、栄町四丁目町会、第八松戸マンション管理組合 (7)
		南花島連合町会	南花島第1町会、南花島第2町会、南花島第3町会、南花島第4町会 (4)	
		竹ヶ花連合町会	竹ヶ花第1町会、竹ヶ花第2町会、竹ヶ花第3町会 (3)	
		古ヶ崎新田連合町会	古ヶ崎新田第1町会、古ヶ崎新田第2町会、古ヶ崎新田第3町会 (3)	
		古ヶ崎本田連合町会	古ヶ崎本田第1町会、古ヶ崎本田第2町会、古ヶ崎本田第3町会 (3)	
		栄町北部連合町会	栄町五丁目町会、栄町六丁目町会、栄町七丁目町会、栄町八丁目町会、栄町西町会、栄町坂川町会 (6)	
4	矢切 (22)	矢切地区町会連合会	上矢切第一町会、上矢切第二町会、上矢切第三町会、中矢切町会、下矢切第一町会、下矢切第二町会、下矢切第三町会、下矢切栄町町会、下矢切睦会町会、下矢切日松会町会、下矢切若葉町会、栗山第一町会、栗山第二町会、三矢小台三丁目町会、大橋南町会、大橋東町会、郊外大橋町会、柿ノ木台町会、二十世紀が丘町会、小山台町会 (20)	中松町町会、大橋出山町会 (2)

町会・自治会等に関するしらべ

平成24年6月13日09:00現在 地域振興課

	地区名	連合町会等構成団体		単独活動団体
5	東部 (18)	東部地区連合町会	紙敷新田町会、紙敷中内薄浦町会、紙敷向新橋町会、和名ヶ谷町会、大橋町会、秋山町会、秋山団地自治会、秋山南自治会、高塚新田自治会、高塚団地自治会、河原塚第一町会、河原塚第二町会、河原塚南町会、河原塚南山自治会、梨香台団地自治会 (15)	ブルーミングガーデン松戸南自治会、グランマークス東松戸自治会、アーベントハイム松戸南管理組合 (3)
6	馬橋 (24)	馬橋七町会連合会	馬橋上宿町会、馬橋中宿町会、馬橋下宿町会、馬橋前田町会、馬橋坂町会、馬橋北町会、馬橋西町会 (7)	中根町会、プロムナード北松戸自治会、三ヶ月町会、新松戸ガーデニア自治会、幸谷町会、中和倉第一町会、中和倉第二町会、中和倉第三町会、竜房台自治会、八ヶ崎新町町会 (10)
		新作連合町会	新作一丁目町会、新作第二町会、新作第三町会 (3)	
		八ヶ崎連合町会	八ヶ崎第一町会、八ヶ崎第二町会、八ヶ崎第三町会、八ヶ崎7丁目町会 (4)	
7	常盤平 (31)			常盤平一丁目町会、常盤平二丁目町会、常盤平三丁目町会、常盤平四丁目町会、常盤平五丁目町会、常盤平六丁目町会、常盤平七丁目町会、常盤平双葉町町会、常盤平陣屋前町会、常盤平西窪町町会、常盤平柳町町会、日暮町会、常盤平二丁目さくら自治会、金ヶ作町会、佐野町会、門前町会、日暮七丁目町会、千駄堀第一町会、千駄堀来葉町会、千駄堀新山町会、八景台町会、かぶと山町会、牧の原一丁目町会、牧の原二丁目町会、牧の原団地二街区住宅自治会、牧の原団地一街区住宅自治会、常盤平南部市営住宅自治会、建設省宿舎、グリーンハイツ牧の原住宅管理組合、金ヶ作県営住宅自治会、牧の原住宅管理組合 (31)
8	五香六実 (66)	五香連合町会	五香西町会、五香駅前町会、五香本町町会、五香元町町会、五香東町会、 (5)	五香南町会、北丘団地自治会、五香新町町会、牧の原東町会 六高台二丁目町会、高柳町会、フェアパーク自治会、六高台団地自治会、やなぎ町会、モア・ステージ松戸くすのき通り自治会、泉ヶ丘自治会、六高台サンハイツA棟自治会、六高台サンハイツB棟自治会、松飛台北町会、串崎新田町会、サンコーポラス串崎自治会、串崎南町自治会、大同自治会、大同西町会、香北自治会、五香北丘第2自治会、防衛庁元山宿舎自治会、第2六高台サンハイツ自治会、六高台市営住宅自治会 松戸高柳県営住宅自治会、ハートフルスクエア1管理組合、ハートフルスクエア2管理組合、メゾンエクレレフィリア管理組合、モアステージプルミエ管理組合、ダイカンプラザ管理組合、ピュアフィールド六高台、ベルパティオ管理組合、ロイヤルステージ松戸六実管理組合 (33)
		六実連合町会	六実一丁目町会、六実二丁目町会、六実三丁目町会、六実四丁目町会、六実五丁目町会、六実六丁目町会、北町町会、六実七丁目町会、六高台三丁目町会、六高台四丁目町会、郵政宿舎自治会、六高台県営住宅自治会、平和台町会 (13)	
		松飛台自治会連合	松飛台東部自治会、御立場北部自治会、御立場西部自治会、御立場東自治会、御立場南自治会、中部自治会、中原自治会、松美町会、栄町自治会、御立場御囲自治会、富士自治会、富士見自治会、南若葉町会、北若葉町会、あさひ自治会 (15)	

町会・自治会等に関するしらべ

平成24年6月13日09:00現在 地域振興課

	地区名	連合町会等構成団体	単独活動団体	
9	常盤平団地 (1)		常盤平団地自治会 (1)	
10	小金 (36)	小金地区連合町会 小金上町町会、小金本町町会、小金八坂町町会、小金宮元町町会、小金中町町会、小金下町町会、小金上総町町会、小金清志町町会、二ツ木第一町会、二ツ木第二町会、大谷口町会、大谷口北自治会、大谷口南町会、大金平1丁目町会、大金平2丁目町会、大金平3丁目町会、大金平4丁目町会、大金平5丁目町会、中金杉自治会、幸田自治会、平賀町会、殿平賀町会、殿平賀南町会、東平賀町会、東平賀北町会、東平賀城町町会、きよしヶ丘町会、久保平賀町会、根木内城山自治会、北小金パワ管理組合・自治会、オーベル新松戸管理組合、富多葉自治会 (32)	ラミーユ松戸ハイライズ自治会、シャンボール町会 きよしヶ丘サンビューハイツ自治会、ライオンズマンションロワイヤル北小金町会 (4)	
11	小金原 (30)	小金原連合町会 根木内町会、小松園自治会、八ヶ崎一丁目福寿台町会、小金原一丁目町会、小金原二丁目町会、小金原三丁目町会、小金原四丁目町会、小金原五丁目町会、小金原六丁目町会、小金原七丁目西町会、小金原七丁目東町会、小金原八丁目町会、小金原九丁目町会、小金原6丁目7番住宅組合、小金原分譲住宅自治会、小金原事業団自治会、小金原団地自治会 (17)	小金原パークハウス自治会、小金原市営住宅自治会 (2)	
		「栗ヶ沢連合町会」 栗ヶ沢新田町会、桐ヶ丘自治会、栗ヶ丘睦会、往還通り町会、笹塚自治会、笹塚町会、木戸前町会、新木戸前第2町会、新栗ヶ沢町会、泉沢町会、栗ヶ沢12区 (11)		
12	新松戸 (46)	馬橋西連合町会 馬橋みどり町会、馬橋中央町会、馬橋寿一丁目町会、馬橋寿三丁目町会、ゆうかり町会、三村新町町会、虹の街町会、南新松戸町会、馬橋寿二町会、馬橋住吉町会、新松戸ユウカリパークハウス自治会、新松戸南自治会、 (12)	「六和4町会」 七右衛門新田町会、旭町町会、主水新田町会、小金下谷町会、 「横須賀4町会」 横須賀一丁目町会、横須賀二丁目町会、新松戸北一丁目町会、新松戸北二丁目町会、 新松戸第二市営住宅、新松戸第一市営住宅 (10)	
		新松戸町会連合会 新松戸一丁目町会、新松戸二丁目町会、新松戸三丁目町会、新松戸四丁目町会、新松戸五丁目町会、新松戸六丁目町会、新松戸七丁目町会、サンライトパストラル壱番街管理組合、サンライトパストラル貳番街管理組合、サンライトパストラル参番街管理組合、コミュニティ五番街管理組合、サンライトパストラル六番街管理組合、サンライトパストラル七番街管理組合、サンライトパストラル八番街管理組合、新松戸南パークハウス自治会、新松戸東パークハウス自治会、新松戸中央パークハウス管理組合、新松戸西パークハウス管理組合、新松戸ファミリーハイツ自治会、新松戸アゼリアパークハウス自治会、パークハウス新松戸311管理組合、新松戸東町会、新松戸ハイツ管理組合、プライヴ管理組合 (24)		
	396	合計	260	136

※ ()内は団体数

町会・自治会と市のパートナーシップの現状について

平成24年2月に実施した市役所の各所属に対する「地域との関係実態調査」の結果から現状を説明します。

なお、この調査は地域との関係を大掴みに把握するためのものです。

【調査項目】

各所属の平成21～23年度の実績について、次の項目に記入を求めた。

1. 個々の町会・自治会との関係について
2. 町会長・自治会長との関係について
3. 町会・自治会の連合体との関係について
4. 市政協力委員連合会地区長との関係について
5. 市政協力委員との関係について
6. 市政協力委員や町会・自治会が入った組織との関係について
7. その他、地域のまちづくりに関わる団体、ネットワークとの関係について

【結果】

I 町会・自治会に係わる活動と市との関係整理表

町会・自治会に係わる活動全般を網羅的に分類し、市との関係を整理した。

添付資料1のとおり

なお、町会・自治会に係わる活動全般の分類項目は右表のとおりです。

II 地域のまちづくりに係わる活動主体と市との関係整理表

各所属が地域の誰（活動主体）と協力・連携しているのかを整理した。

添付資料2のとおり

1. 町会・自治会の活動 21件
2. 町会長・自治会長の活動 20件
3. 町会・自治会の連合体の活動 10件
4. 市政協力委員連合会地区長の活動 16件
5. 市政協力委員の活動 10件
6. 市政協力委員や町会・自治会が入った組織の活動 15件
7. その他、地域のまちづくり関わる団体、ネットワークの活動 29件

町会・自治会の活動全般（単位、連合、地区）

1. 住民間の親睦・交流・情報共有

- ①親睦会、旅行、新年会、敬老会
- ②集会施設の設置、管理
- ③運動会、レクリエーション
- ④盆踊り、伝統文化芸術活動
- ⑤冠婚葬祭の相互扶助
- ⑥広報活動（回覧、掲示、会報・広報の発行）

※組織運営

- ①会議（総会、役員会）
- ②会計管理、会費徴収
- ③事業計画・予算決算書作成
- ④庶務、事務連絡
- ⑤対外的な交渉・連携業務

2. 地域づくりの自主的活動

- ①地域問題の調整、解決、要望活動
- ②健康福祉活動
- ③子どもの健全育成活動
- ④教育文化スポーツ活動
- ⑤環境保全活動
- ⑥生活安全活動（防犯・防災など）
- ⑦地域活性化活動

3. 公共サービスの提供

- ①ごみステーションの設置、管理
- ②防犯灯の設置、管理
- ③公共施設管理（市民センター、青年館、公園、公衆便所）

4. 行政からの依頼による活動

- ①市政懇談会開催、意見要望の調整、同意
- ②行政情報の周知
- ③募金の拠出、集金
- ④各種委員、表彰者の推薦
- ⑤行事イベントの実施、参加
- ⑥各種事業への協力

5. 他の団体への参加、協力、連携の活動

- ①社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
- ②防犯協会など
- ③婦人会、老人クラブ、青年団、子ども会などへの支援
- ④小学校、中学校、高校、大学など
- ⑤祭り・イベントの実行委員会など
- ⑥その他の団体

町会・自治会が係わる活動と市との関係整理表

町会・自治会の活動全般	市との関係(庁内実態調査から読み取れるもの)
※組織運営 ①会議(総会、役員会) ②会計管理、会費徴収 ③事業計画・予算決算書作成 ④庶務、事務連絡 ⑤対外的な交渉・連携業務	・設置の届出(公式な制度ではない) ①会議室の貸し出し、使用料の減額
1. 住民間の親睦・交流・情報共有 ①親睦会、旅行、新年会、敬老会 ②集会施設の設置、管理 ③運動会、レクリエーション ④盆踊り、伝統文化芸術活動 ⑤冠婚葬祭の相互扶助 ⑥広報活動(回覧、掲示、会報・広報の発行)	②集会施設建設・修繕補助金交付 ③運動会負担金交付、場所確保 ⑥掲示板設置修繕補助金交付、回覧板提供
2. 地域づくりの自主的活動 ①地域問題の調整、解決、要望活動 ②健康福祉活動 ③子どもの健全育成活動 ④教育文化スポーツ活動 ⑤環境保全活動 ⑥生活安全活動(防犯・防災など) ⑦地域活性化活動	①要望への対処(常盤平会館修繕、清掃施設の環境問題対策) ②孤独死対策(常盤平団地自治会) ④アートイベント協力(常盤平団地自治会) ⑤花壇づくりの場所・物品提供、リサイクル活動奨励金交付、ムクドリ対策研究(新松戸町会連合会) ⑥防災訓練参加、防災リーダー研修、自主防災組織補助金交付、歳末警戒活動督励 ⑦壁画制作コーディネート(根本第3・第9町会)
3. 公共サービスの提供 ①ごみステーションの設置、管理 ②防犯灯の設置、管理 ③公共施設管理 (市民センター、青年館、公園)	・行政主導の制度運営 ①申請受理、管理指導 ②設置、維持管理の補助金交付 ③指定管理者指定・代行料支出、管理報奨金交付、
4. 行政からの依頼による活動 ①市政懇談会開催、意見要望の調整、同意 ②行政情報の周知 ③募金の抛ち、集金 ④各種委員、表彰者の推薦 ⑤行事イベントの実施、参加 ⑥各種事業への協力	①連合会補助金交付・市政懇談会参加、工事交通規制の同意要請、公園の犬入園規制の同意、松戸駅周辺地域活性化の懇談会主宰、交通規制要望の警察への要請、こどもの遊び場要望への対処 ②市政協力委員手数料交付、月2回定期発送、地区長会議報告、その他の情報発信(ごみの分別・収集、戸定アートプロジェクト、火災予防運動、生活のしづらさなどに関する調査、国勢調査の実施、清掃施設の環境情報、防災訓練) ③協力依頼(日本赤十字社資、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金) ④推薦依頼(市政協力委員、スポーツ推進委員、民生委員、廃棄物減量等推進員、高齢者保健福祉推進会議委員、水道事業運営審議会委員、学校跡地有効活用検討会議委員、青少年相談員、少年補導員、投票立会人、明るい選挙推進協議会委員、もったいない運動推進市民会議委員、国勢調査員、都市計画審議会委員、東部クリーンセンター連絡協議会委員、健康推進員、地域防災リーダー) ⑤実施依頼(消防に関する各種訓練、クリーンデー) 参加依頼(江戸川クリーン大作戦、もったいないの日記念イベント、防災講演会、その他) ⑥協力依頼(チャリティバザー、子育て支援事業・高齢者運動教室への町会会館借用、もったいない運動、国勢調査の調査区確認)
5. 他の団体への参加、協力、連携の活動 ①社会福祉協議会、地区社会福祉協議会 ②防犯協会など ③婦人会、老人クラブ、青年団、子ども会など ④小学校、中学校、高校、大学など ⑤祭り・イベントの実行委員会など ⑥その他の団体	・各種団体との協力関係 ①事業費・人件費の支援、事務所の提供 ②防犯協会、地域防犯対策連絡協議会、高齢者支援連絡会、常盤平環境会議、環境美化組織連合会への支援 ③補助金交付(老人クラブ、子ども会) ④学校支援地域本部 ⑤さくら祭り、江戸川レンゲ・コスモス祭り、各地区まつりの実行委員会への参加、支援 ⑥孤独死ゼロ研究会、小金の街をよくする会

※市政協力委員制度の活用件数(23年度)
 ①市政懇談会12回(12地区で年1回)
 ②行政情報の周知29件
 (住民へ15件、委員へ8件、地区長へ6件)
 ③募金の抛ち、集金3件
 ④各種委員、表彰者の推薦7件
 (委員へ2件、地区長へ5件)
 ⑤行事イベントの実施3件、参加10件
 ⑥各種事業への協力5件

(資料2)

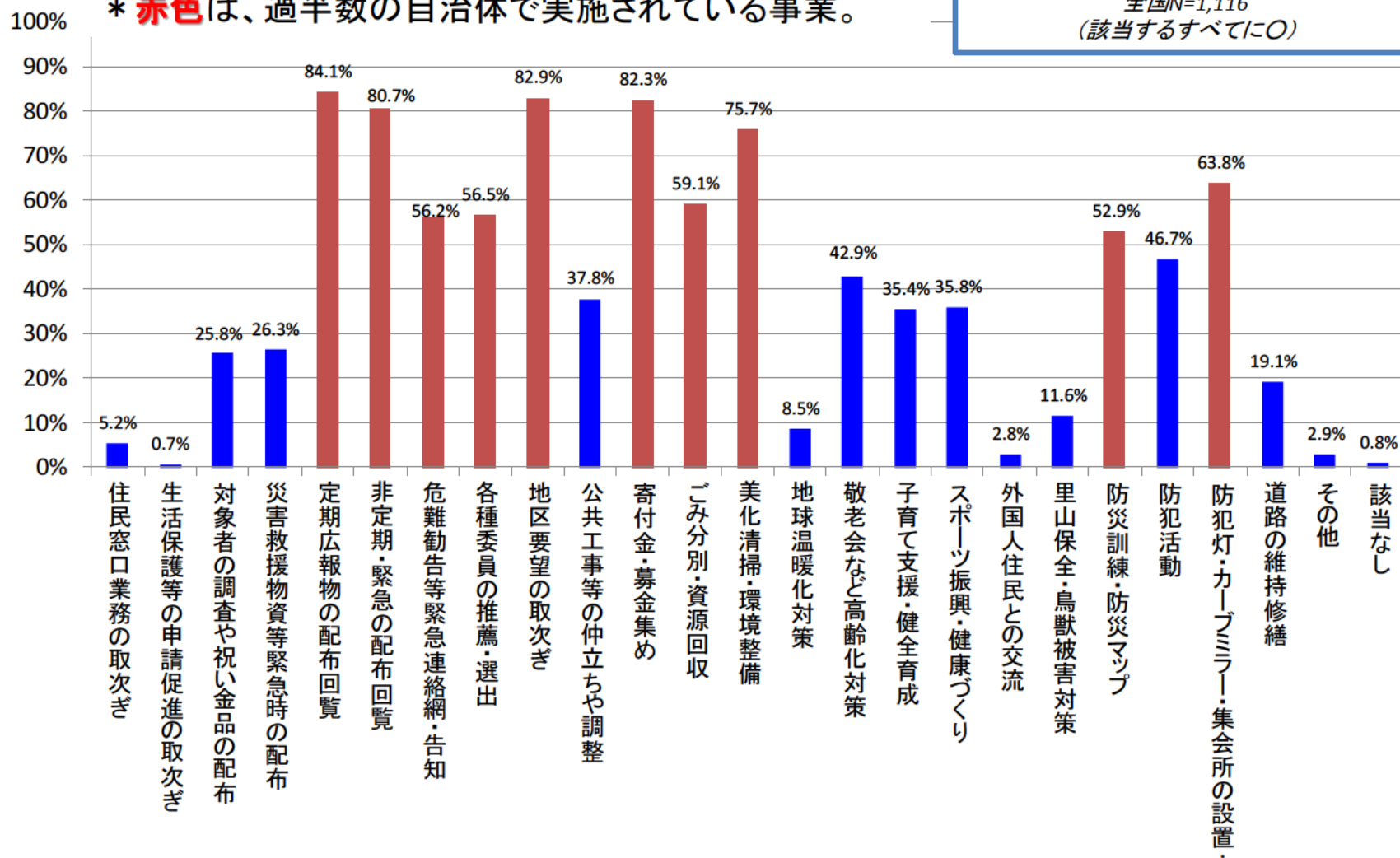
住民自治組織比較表(県内近隣5市)

項目		松戸市	船橋市	市川市	鎌ヶ谷市	柏市	流山市
基礎データ	面積	(km ²) 61.33	85.64	56.39	21.11	114.90	35.28
	人口	(人) 23.41 491,302	609,324	474,443	107,887	400,336	161,742
	世帯数	(世帯) 221,945	261,837	219,359	42,679	159,946	65,737
町会自治会の概要	町会・自治会数	(団体) 396	835	223	104	284	172
	加入世帯数	(世帯) 162,431	200,121	138,143	29,304	121,838	47,688
	最大	(世帯) 2,992	4,532	4,060	1,818	3,230	1,417
	最小	(世帯) 6	3	16	17	5	12
	平均	(世帯) 412	240	619	282	429	277
	加入率	(%) 73.5	76.4	63.0	68.7	76.2	74.4
	認可地縁団体数	(団体) 22	89	10	17	73	12
	地域ごとのまとめ	(団体) 全市場域はカバーしていない 23	24	14	9	-	-
団体結成時届出制度	(有無) なし(非公式に指導)	あり	あり	あり	なし(非公式に指導)	あり	
全市的連合組織の概要	名称	*	自治会連合協議会	自治会連合協議会	自治会連合協議会	*	*
	構成団体数	*	786	223	100	*	*
	地区組織	*	24	14	9	*	*
	活動内容	*	表彰 地区活動←自連協から交付金 会報 年3回 調査研究、視察	総務企画部 事業推進部:研修、未加入対策 広報宣伝部:広報、ホームページ等 生活安全部:防災、防犯等	総務・企画委員会:加入促進、ふれあいラリー実施 広報委員会:自連協ニュース発行 4回、ホームページ管理運営 環境委員会:環境美化運動 福祉委員会:地域ふれあい委員 研修会 安全委員会:防犯、防犯	*	*
	会費等	*	1世帯30円	1世帯84円	1世帯70円	*	*
市の委託・補助金等	*	補助金900万円	防災活動事業費55万円 研修会等補助金210万円	補助金156万6千円 事務委託料1234万3200円	*	*	
地域への広報広聴業務	制度など	市政協力委員制度 406名 町会・自治会等の推薦で市長が個人を委嘱する	自連協へ説明した後 市が自治会へ配布する	自治連に委託契約 市が地区センターに届け、各自治会が取りに行く	自治連に委託契約 市が各自治会に届ける	町会に依頼 市が各町会に届ける	自治会に依頼 市が各自治会に届ける
	活動内容	文書回覧・配布、委員推薦 募金やイベントの協力	文書回覧・配布、委員推薦 募金やイベントの協力	文書回覧・配布、委員推薦 募金やイベントの協力	文書回覧・配布、委員推薦 募金やイベントの協力	文書回覧・配布、環境衛生、 美化活動、募金やイベントの 協力	文書回覧・配布、環境衛生、 美化活動、募金やイベントの 協力
	市からの事務手数料	1世帯300円 →個人所得	なし。 ただし、自治会に団体運営交付金1世帯370円	自治連から自治会に配分 月額:基本割2800円~11000円+世帯割47円	自治連から自治会に配分 月額:世帯割37円	町会へ行政連絡業務交付金 1世帯330円+400世帯ごとに17500円	自治会等交付金制度 1世帯220円
	連合組織	市政協力委員連合会	*	*	*	柏市町会長等会議	*
	活動内容	地区長会議の開催 12地区で市政懇談会開催	*	*	*	3か所で情報交換	*
	市からの補助金	補助金28万円	*	*	*		*
その他	行政連絡員制度の経過 地域コミュニティ施策	S29 市政協力委員制度施行 地域の仕組みづくり		S27 市広報員制度施行 S31 廃止→事務委託制度		20地域にふるさと協議会設立 → ふるさと協議会連合会	H17 広報業務の自治会委託 H22.3 行政連絡員制度廃止 地域まちづくり協議会について2地区でモデル事業

全国市区町村と町内会自治会との連携・協働事業の現状

出所「日高調査2008」
全国N=1,116
(該当するすべてに〇)

* 赤色は、過半数の自治体で実施されている事業。

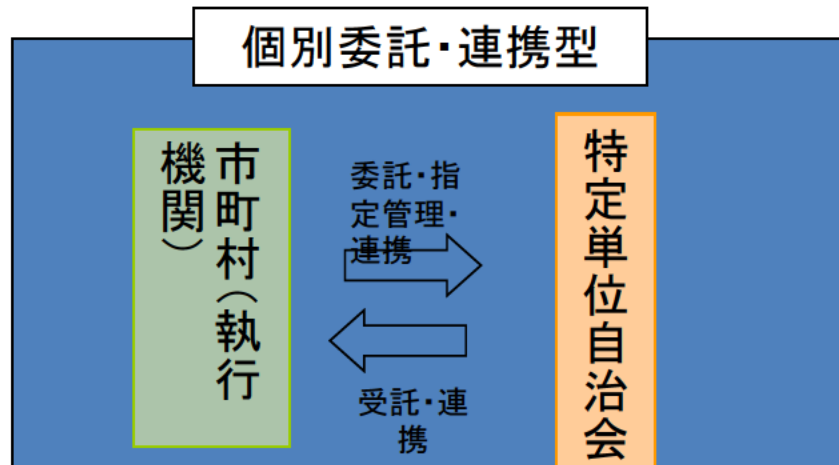
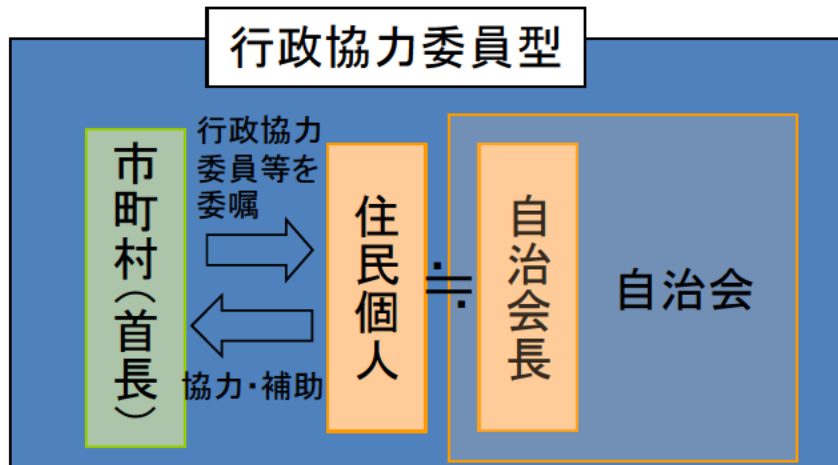
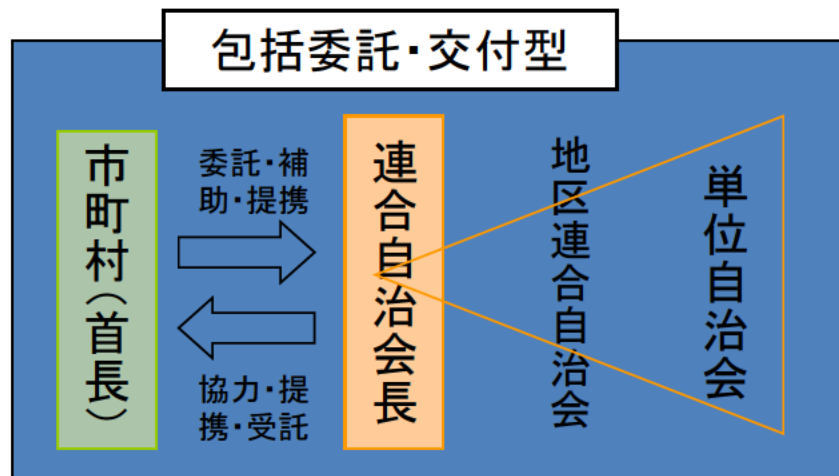
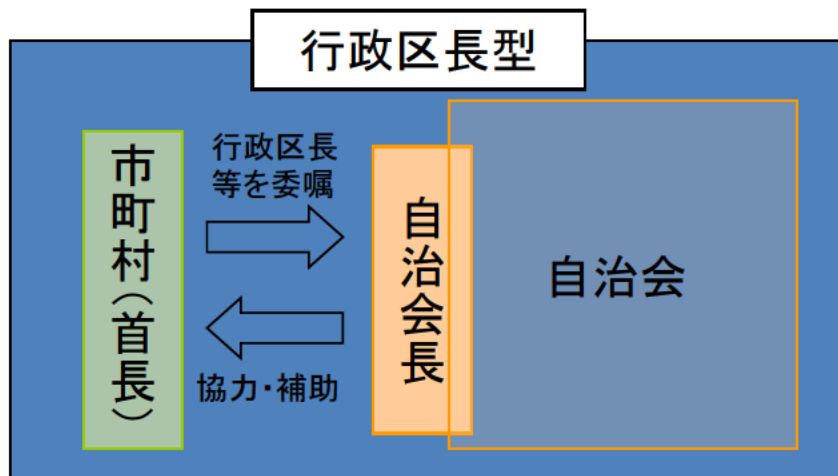


窓口の代行

行政と住民の仲立ち(パイプ役)

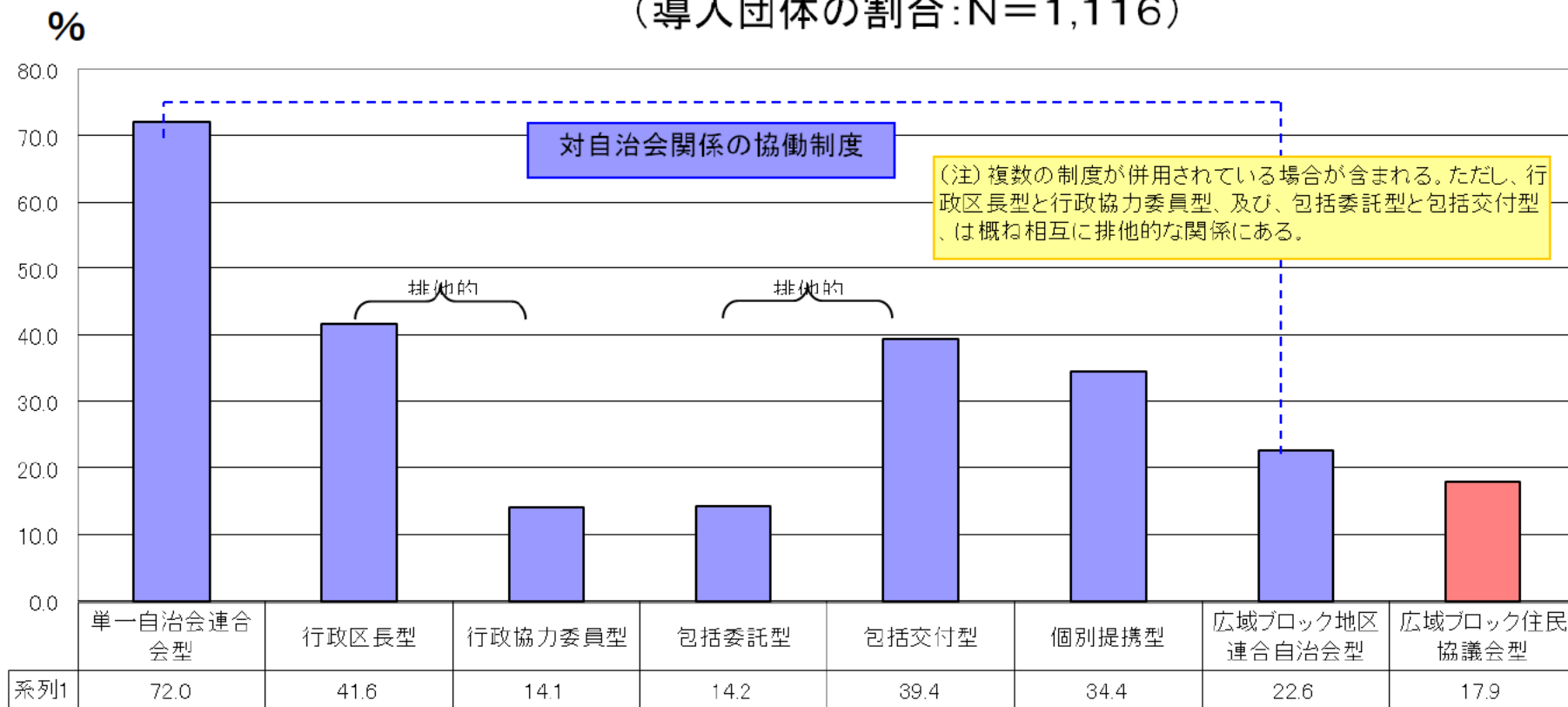
公共サービスの提供

市区町村と町内会・自治会等との 代表的な「協働」関係のイメージ



(資料2)

市区町村における自治会・地域コミュニティとの協働制度の導入状況 (導入団体の割合:N=1,116)



今回の調査で、各制度の導入状況についてのおよその分布が分かった。

因みに「非関与・排除型」に相当する可能性のある市町村は、有効回答1,139中23団体(2%)である。

町会・自治会と市のパートナーシップとは？

I パートナーシップとは？（松戸市協働のまちづくり条例の解説から整理）

○「パートナーシップ」用語の意味

相互の信頼に基づく、対等な協力関係を指す言葉として使用します。

○パートナーシップの推進とは？

市民と行政のパートナーシップを構築し、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組むこと、そのための施策として市民参加と協働を推進します。

市民参加とは、市民本位のまちづくりを進めるべく、市政の様々な場面に市民の参加を促すことと捉え、特に、意思形成過程への市民参加は、市民感覚による地域課題を掘り起こし、市民ニーズを的確に捉えた施策や行政サービスの実現を図るものです。

協働とは、パートナーシップの下、役割と責任を分担し、協力して事業を行うこと。

まちづくりにおける市民と行政の協働とは、目的・目標を共有し、協力・連携して事業（活動）に取り組むことにより、市民ニーズに合った公共サービスの提供や地域課題の解決を図るものです。

○パートナーシップの意義と視点 → 参考に協働の意義と視点を示す。

協働の意義は、お互いの特性を活かし合うことで相乗効果を上げながら効果的、効率的に地域課題の解決や公共サービスの提供を図ること、そのための視点は次のとおりです。

- ①対等関係の視点（お互いを自立した存在と認識し、上下の関係でなく横の関係にあること）
- ②社会資源持ち寄りの視点（お互いの特性に応じて役割と責任を分担し、事業の実施に必要な社会資源（ヒト・モノ・カネなど）を持ち寄ること）
- ③自主性尊重の視点（活動が自主的に行われることを尊重すること）
- ④自立化の視点（活動が自立化する方向で協働を進めること）
- ⑤相互理解の視点（お互いの長所・短所や立場を理解し合うこと）
- ⑥目的共有の視点（お互いが協働する目的を確認し、共有すること）
- ⑦公開の視点（協働に関わる基本的事項、事業成果が公開されること）

II 町会・自治会と市のパートナーシップが目指すもの

豊かで活力ある地域社会の実現を目指してお互いの活動目的を共有し、町会・自治会の地域活動と市の公共サービス・事業が共に有効かつ適切に実施できるような協力関係を構築すること。

【それぞれの活動目的と協力内容の整理案】 ← 第1回会議の関係整理表から

○町会・自治会の活動

町会・自治会の地域活動が有効かつ適切に実施できるようになるためには？

- ①組織運営の確立（個々の団体、あるいは各地区ごと・全市のレベルで組織力が高まる）
 - 市は、自主自立を阻害しないような環境整備と支援を行う。
- ②地域活動の活性化（交流・情報共有・自主活動によって地域課題が解決される）
 - 市は、各分野の施策方針に照らして合致した活動と協働する。

○地域に係わる市の活動

市の公共サービス・事業が有効かつ適切に実施できるようになるためには？

- ①公共サービスの提供（地域住民に有効かつ効率的に提供できる）
 - 町会・自治会は、制度に則りサービス事業の担い手となる。
- ②市政への意見要望・同意（地域ニーズを反映した施策に繋がる）
 - 町会・自治会は、住民間の意見を調整し、その意志を伝達する。
- ③市政情報の周知（地域住民の認知・理解を促進する）
 - 町会・自治会は、地域内の住民に回覧・掲示等により周知する。
- ④募金、行事イベントの実施・参加、各種事業への協力（より良い市政運営）
 - 町会・自治会は、市からの依頼に賛同できる事項について協力する。
- ⑤各種委員、表彰者の推薦（地域内から適格者を選任する）
 - 町会・自治会は、市の推薦要領等の規定に則り、地域内からの適格者を調整、選任して推薦する。



**この項目で現状の問題を抽出する
その上で市政協力委員制度の良し悪し（問題）を整理する**

現状・問題のヒアリング結果

I 町会・自治会の現状・問題について

(1) 組織運営の確立

①個々の町会・自治会では？

- ・今回の陳情も町会長への不平不満だ。町会長の資質の問題だろう。
- ・町会によって月例報告しているところや総会も会計報告も行っていないところがある。議事録代わりに月例自治会便りや収支状況を発行して評価されている。
- ・集合住宅の管理組合理事長を自治会の班長扱いにしてうまくいっている。
- ・各町会とも規約、会計処理、総会など運営はしっかりしている。
- ・未加入対策は役員の努力に限界がある。特にアパートは市が不動産業者に指導・規制したらどうか。転入者に窓口で該当する町会を教えるべきだ。
- ・総会や会計処理など組織運営が不適切なところはないと思う。市が把握していないのか、するべきであろう。
- ・地区内の個々の町会・自治会で不適切なことはないが、1つだけ会計が不透明なところがある
- ・町会自治会を市がしっかり公認、位置づけるべきだ。町会が分裂し、一つは連合にも加わらないし、市政協力委員も出していない。それ以外の各町会はしっかり運営されている。
- ・市が自治会・町会の実態を把握していない。支援もしていない。
- ・お祭りなど事業を何もやっていないため、会費がたまるだけの町会が問題になっている。また、リサイクルのお金が町会ではなく会長個人の口座に入っていて問題になったことがある。
- ・各町会とも総会、役員会、固有の事業をやっているが温度差はある。一生懸命じゃない無関心な町会も2～3割はある。
- ・小さな町会が合同で事業をやっているが、うまくいかないこともある。

②地区のまとまりでは？

- ・地区の総会をやっても出てこないところもあり、まとまることが無理である。
- ・年1回の総会と不定期に役員会をやっている。
- ・地区内の市政協力委員の交流はある。
- ・地区では問題そのものが少ない。
- ・市政協力委員ではなく連合町会で会合を開く。(2町会不参加)
- ・年2回全体会合がある。
- ・連合町会の総会で会長と市政協力委員は入っている。役員会は頻繁である。

- ・ 地区には事務所、事務局員、地区会報は必要不可欠である。
- ・ 大きな地区の分割を考えた方がよい。
- ・ 社協と防犯を含めて連携を図るため、町会をベース地区を一本化した。
- ・ 地区内の3ブロックに副地区長がおり、ブロックごとの役員会や地区で合同会議を開いている。また、市政協力委員と民生委員の情報交換会をやっている。
- ・ 地区の広報は出せていないので地区社協だよりにより一部お願いしている。また、地区長（地区代表）をバックアップする体制として事務局は必要である。
- ・ 地区の全町会が連合会に入っており、総会、役員会で各行事をやっている。個々でやれない町会には合同の行事（防災訓練）をやり、まずは参加してもらう。

③全市レベルのまとめりでは？

- ・ 地区同士の交流はそれぞれの事情が異なるのでそのまま参考にはならない。情報交流はあっても良いが。
- ・ 全市の会議は今の地区長会議程度でよい。交流は必要である。
- ・ 全市的な協議の場は必要である。テーマによって分科会方式で継続的に協議する場としたい。他の地区の情報も参考になる。
- ・ 地区長会議程度が適当である。
- ・ 懇談会レベルの情報交換は必要である。地区長会議でもそういった時間を設けたらよい。
- ・ 全市レベルでまとまる必要性は感じない。まず、地区の各町会のレベルをそろえたい。

（２）地域活動の活性化

- ・ 町会・自治会の自主活動（消毒、防災、運動会、祭り、クリーンデーなど）は活発だと思う。
- ・ 地域の活動はよくやっていると思う。
- ・ イベントを通して地域住民の交流ができて、それが他のことにも広がる。そういうことに市はもっと支援すべきである。
- ・ 地域の歴史や良さを知り、愛着がまちづくりの原動力になる。子どもたちの育成を図り、将来のまちの担い手になっていくよう活動している。
- ・ 連合町会の活動と地区社協の行事は活発で、一つひとつの町会も充実している。
- ・ 小さな町会が合同で事業をやっているが、うまくいかないことがある。

Ⅱ 地域に係わる市政の現状・問題について

(1) 公共サービスの提供

- ・他所からのごみ捨てでごみステーションの見回りは大変だったが、表通りからステーションをなくしたので、問題はなくなった。
- ・公園などの清掃管理を地元の町会がやっており、交流にもなるので良いことだ。
- ・防犯灯の球切れや集積所のゴミ箱設置などを町会の力でやるのは適当だ。
- ・町会との協力でやるのは妥当だと思う。

(2) 市政への意見要望・同意

- ・市政懇談会には期待している。出席率は良くないが、場として必要である。
- ・市政懇談会では地区内の調整・共有はしているが、参加している市政協力委員の認識が低い。
- ・地区の大きな問題だけ市政懇談会でやるようにしている。個別の問題は普段から支所長を通してやっているのが良いと思う。ただし、支所長一人では大変だろう。
- ・市政懇談会では地区全体の問題を取り上げる。普段から地域の人と職員が話をすることが肝要だ。信用されない。
- ・市政懇談会のあり方もおかしい。セレモニーだったら止めてほしい。個々の町会の問題だったら個別にやればよい。地区全体の問題を話し合う場とする。
- ・各町会の細かい問題は普段から支所と町会でやれるルートを作る。
- ・市政懇談会では個々の町会からの要望は少なくなっている。
- ・市政懇談会で個別の問題を取り上げるのではなく変えたいと思っている。
- ・出席率が悪いので総会ではつばをかけた。代理出席もOKにすべきだ。
- ・本庁の担当課と直接やった方が良いこともある。支所には伝えるが。

(3) 市政情報の周知

- ・市から送られてくる情報（回覧、掲示依頼）は適当である。2年ほど前から少なくなった。無駄な情報はなくなった。
- ・今ぐらいでちょうど良い。市以外の回覧は学校便り、地区の行事、営業もある。
- ・無駄なものもなく、ちょうど良い。
- ・学校など他の回覧を合わせるので、市からの文書の送付があるのかないか予定が分かればありがたい。

(4) 募金、行事イベントの実施・参加、各種事業への協力

- ・市からの依頼が地区長（窓口）に集中している。

(5) 各種委員、表彰者の推薦

- ・候補となる人材がない。
- ・地区長、町会長が一本釣りする、あるいは役員会にかける場合がある。あらかじめ年間スケジュールがわかっているれば調整しやすい。
- ・役員会でも地区長一任となるが、広く人材を探せる体制が必要である。本当に地区長に依頼することなのか？
- ・新しい人材がない。
- ・各町会長に割り振るので特に困ってはいない。
- ・地区のブロックや他の組織にお願いして候補者を選んでいる。依頼は地区長を通した方が活動全体の連携が取れるので良いと思う。

Ⅲ 市政協力委員制度の現状・問題について

(1) 制度目的である広報広聴のパイプ役としては？

- ・市政協力委員自身も勉強して変わるべきであり、地区長会議で議論されてこなかったことが問題である。市政協力委員にもっと魅力とやりがいが必要だ。
- ・市政協力委員制度の現状で問題はない。
- ・市政協力委員が業務、責務を自覚していない。市の啓発、研修が足りない。
- ・市政協力委員が本来の趣旨に則る。
- ・個人をパイプ役にする必要はない。町会に委任してもらえばOKである。

(2) 町会・自治会の活動全般と市の関係からは？

- ・市政協力委員なのか町会長との関係なのか不明確である。
- ・地区の代表は連合会の会長であり、地区長という名称を地域住民は使わないし認知されていない。

(3) 制度設計上の問題は？

①選出方法、情報周知や地域意見の調整合意の業務体制では？

- ・マンション自治会（管理組合）をその気にさせる工夫、仕掛けが必要だ。
- ・市政協力委員がしょっちゅう変わる。任期2年は全うしてほしい。経験も必要なので順番でやれるものではない
- ・現状では市政協力委員の職務に重みがない。
- ・市政協力委員の選び方を是正すべき。町会の推薦でなく前任者の指名で町会活動から離れた人がなった。
- ・市政協力委員向けに会報やニュースがない。
- ・市政協力委員と町会長を分ける必要がない。町会長が市政協力委員になるよう申し合わせしている。

②市政協力委員連合会地区長会議では？

- ・地区長会議は現状ぐらいでゆるやかで良い。
- ・地区長会議で地区長同士の話し合いがない。全市的な大きな問題・課題を！
- ・自主的な交流、検討、研修視察もない。市からの要請のみだ。委員会もない。

③事務処理手数料では？（町会の役員手当・活動費を含む）

- ・市政協力委員の手数料を7人の役員に配分している。手数料がなければ担い手は圧倒的に少なくなるだろう。町会では役員手当ては出していない。

- 自治会長は盆踊りや祭礼で寄付を出すものとの風潮だが、多額の寄付をする財源もない。
- 会長には神社の寄付や香典など負担も大きい。町会の役員には活動費2千円～3千円出す。
- 町会から町会長の活動費をもらうところもある。
- 手数料の件は周囲も知っており、オープンにして町会に還元している。
- 町会長に手当ては必要であろう。今の手数料を会長と町会で半々ぐらいがちょうどいいのではないか。
- 手数料は個人所得なので口外しないことになっている。
- 町会から会長に活動費が出ているところが多い。実際に経費がかかる。
- 手数料は住民も知っており、地元へ還元もしているが、交際費もなく、必要経費に充てる。町会からは交通費1万円が出る。
- 手数料を自治会に入れているところもある。町会からの活動費や手当ては聞いたことがない。
- 手数料は住民が知っているところも知らないところもある。ほとんどの町会で町会長から班長まで何がしかの手当（役員通信費、交際費）を出している。また、民生委員にも活動費を出している。地区長・町会長は経費がかかる。
- 手数料は知っていると思うが、会長が配分するのは難しい。
- 役員手当はないが、町会長で1万円を作業時のお茶代にしている。他の町会では、会長1万円～班長3000円のところがある。

現状・問題のヒアリング結果 → 問題の抽出・整理(案) → 課題の抽出(案)

○抽出・整理の視点 町会・自治会(地区・全市も含めて)の地域活動が有効かつ適切に行われるために必要なこと、また、地域に係わる市政(事業やサービス)が有効かつ適切に行なわれるために必要なこと、そのために町会・自治会と市との関係に必要なことについて、現状の市政協力委員制度を含めて問題と課題を抽出・整理する。

<p style="text-align: center;">現状・問題のヒアリング結果 (地域の現状・問題にどんなことがあるのか?)</p>	<p style="text-align: center;">問題の抽出・整理案 (望ましい姿と解消すべき問題点は何か?)</p>	<p style="text-align: center;">課題の抽出案 (そのために何が必要か?)</p>
<p>I 町会・自治会の現状・問題について</p> <p>(1) 組織運営</p> <p>① 個々の町会・自治会では?</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の陳情も町会長への不平不満だ。町会長の資質の問題だろう。 ・町会によって月例報告しているところや総会も会計報告も行っていないところがある。議事録代わりに月例自治会便りや収支状況を発行して評価されている。 ・集合住宅の管理組合理事長を自治会の班長扱いにしてうまくいっている。 ・各町会とも規約、会計処理、総会など運営はしっかりしている。 ・未加入対策は役員の努力に限界がある。特にアパートは市が不動産業者に指導・規制したらどうか。転入者に窓口で該当する町会を教えるべきだ。 ・総会や会計処理など組織運営が不適切なところはないと思う。市が把握していないのか、すべきであろう。 ・地区内の個々の町会・自治会で不適切なことはないが、1つだけ会計が不透明なところがある ・町会自治会を市がしっかり公認、位置づけるべきだ。町会が分裂し、一つは連合にも加わらないし、市政協力委員も出していない。それ以外の各町会はしっかり運営されている。 ・市が自治会・町会の実態を把握していない。支援もしていない。 ・お祭りなど事業を何もやっていないため、会費がたまるだけの町会が問題になっている。また、リサイクルのお金が町会ではなく会長個人の口座に入っていて問題になったことがある。 ・各町会とも総会、役員会、固有の事業をやっているが温度差はある。一生懸命じゃない無関心な町会も2~3割はある。 ・小さな町会が合同で事業をやっているが、うまくいかないこともある。 	<p>I</p> <p>(1) 組織運営</p> <p>① 個々の町会・自治会では?</p> <p>ア町会・自治会が果たすまちづくりの意義や役割を地域みんなが理解する。現状は共通認識がない。</p> <p>→ 会長・役員の理解・自覚が足りない。</p> <p>→ 組織の運営や体制が適切ではない。会計や広報が適切に行われていない。</p> <p>→ 住民が理解せず、加入しない人も増えている。</p> <p>イ市が町会・自治会を市政運営のパートナーとして明確に位置づける。現状は関係性が不明である。</p> <p>→ 市の関与が不十分で実態も把握されていない。加入促進や組織運営への支援が十分でない。</p>	<p>I</p> <p>(1) 組織運営</p> <p>① 個々の町会・自治会では?</p> <p>ア理解の基となる(仮)活動の手引を整備し、みんなで共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営や活動を適切に行う。 ・研修や情報交換をする。 ・住民に情報を発信する。特に未加入者に伝える努力をする。 <p>イ市が町会・自治会とのパートナーシップを制度的に確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対等、自立などの関係を明示する。 ・お互いの役割を合意する。 ・自主自律を促進する支援を行う。

(地域の現状・問題にどんなことがあるのか?)

(望ましい姿と解消すべき問題点は何か?)

(そのために何が必要か?)

②地区のまとめりでは?

- ・地区の総会をやっても出てこないところもあり、まとまることが無理である。
- ・年1回の総会と不定期に役員会をやっている。
- ・地区内の市政協力委員の交流はある。
- ・地区では問題そのものが少ない。
- ・市政協力委員ではなく連合町会で会合を開く。(2町会不参加)
- ・年2回全体会合がある。
- ・連合町会の総会で会長と市政協力委員が入っている。役員会は頻繁である。
- ・地区には事務所、事務局員、地区会報は必要不可欠である。
- ・大きな地区の分割を考えた方がよい。
- ・社協と防犯を含めて連携を図るため、町会をベース地区を一本化した。
- ・地区内の3ブロックに副地区長がおり、ブロックごとの役員会や地区で合同会議を開いている。また、市政協力委員と民生委員の情報交換会をやっている。
- ・地区の広報は出せていないので地区社協だよりにより一部お願いしている。また、地区長(地区代表)をバックアップする体制として事務局は必要である。
- ・地区の全町会が連合会に入っており、総会、役員会で各行事をやっている。個々でやれない町会には合同の行事(防災訓練)をやり、まずは参加してもらう。

③全市レベルのまとめりでは?

- ・地区同士の交流はそれぞれの事情が異なるのでそのまま参考にはならない。情報交流があってもよいが。
- ・全市の会議は今の地区長会議程度でよい。交流は必要である。
- ・全市的な協議の場は必要である。テーマによって分科会方式で継続的に協議する場としたい。他の地区の情報も参考になる。
- ・地区長会議程度が適当である。
- ・懇談会レベルの情報交換は必要である。地区長会議でもそういった時間を設けたらよい。
- ・全市レベルでまとまる必要性は感じない。まず、地区の各町会のレベルをそろえたい。

(2) 地域活動の活性化

- ・町会・自治会の自主活動(消毒、防災、運動会、祭り、クリーンデーなど)は活発だと思う。
- ・地域の活動はよくやっていると思う。
- ・イベントを通して地域住民の交流ができて、それが他のことにも広がる。そういうことに市はもっと支援すべきである。
- ・地域の歴史や良さを知り、愛着がまちづくりの原動力になる。子どもたちの育成を図り、将来のまちの担い手になっていくよう活動している。
- ・連合町会の活動と地区社協の行事は活発で、一つひとつの町会も充実している。
- ・小さな町会が合同で事業をやっているが、うまくいかないことがある。

②地区のまとめりでは?

ア町会・自治会が地区でまとまって課題に対処する。そのための組織力が十分ではない。

→実務を掌る役員や事務局機能がない。

→地区長に負担が集中している。

イまとまる意義をみんなが共有する。そのための求心力が弱い。

→みんなで取り組む地区の課題が見つからない。

→まとめりがつく地区割りになっていない。

(地区のまとめりのうち、地区社協、防犯、民生委員など他の団体との連携が確立していない)

③全市レベルのまとめりでは?

ア約400の町会・自治会が全市的にまとまって課題に対応する。その組織がない。

→課題の共有、交流や情報交換、協議ができない。(市政協力委員連合会地区長会議が代替しているが、目的が異なり、限界がある)

(2) 地域活動の活性化

ア自発的な活動が積極的に行われる。現状は活発でないところもある。

→活動の意欲やノウハウが広まらない。

→成功事例や手法を知る研修や交流の機会がない。

→団体間の連携が十分でない。

②地区のまとめり

ア地区組織の体制を整備する。

- ・役員体制を充実する。
- ・事務局機能を確保する。
- ・地区割りを見直す。(分割等)

イ課題を共有する機会を設ける。

- ・交流、情報交換、対話の機会を増やす。
- ・他の団体との連携を図る。

(他の団体を含めた地域コミュニティの形成が地域の仕組みづくりの課題である)

③全市のまとめり

ア全市的な組織体制を整備する。

- ・ゆるやかなネットワークからスタートし、研修や交流などの機会を確保する。

(2) 地域活動

ア活動の手引きなどにより自発性を引き出す機会を設ける。

- ・交流、対話、情報発信をする。

イ市が地域活動を促進する方策を充実する。(現在の各種支援策を検証し、見直す)

(地域の現状・問題にどんなことがあるのか?)

(望ましい姿と解消すべき問題点は何か?)

(そのために何が必要か?)

II 地域に係わる市政の現状・問題について

(1) 公共サービスの提供

- ・他所からのごみ捨てでごみステーションの見回りは大変だったが、表通りからステーションをなくしたので、問題はなくなった。
- ・公園などの清掃管理を地元の町会がやっており、交流にもなるので良いことだ。
- ・防犯灯の球切れや集積所のゴミ箱設置などを町会の力でやるのは適当だ。
- ・町会との協力でやるのは妥当だと思う。

(2) 市政への意見要望・地域の同意

- ・市政懇談会には期待している。出席率は良くないが、場として必要である。
- ・市政懇談会では地区内の調整・共有はしているが、参加している市政協力委員の認識が低い。
- ・地区の大きな問題だけ市政懇談会でやるようにしている。個別の問題は普段から支所長を通してやっているのが良いと思う。ただし、支所長一人では大変だろう。
- ・市政懇談会では地区全体の問題を取り上げる。普段から地域の人と職員が話をすることが肝要だ。信用されない。
- ・市政懇談会のあり方もおかしい。セレモニーだったら止めてほしい。個々の町会の問題だったら個別にやればよい。地区全体の問題を話し合う場とする。
- ・各町会の細かい問題は普段から支所と町会でやれるルートを作る。
- ・市政懇談会では個々の町会からの要望は少なくなっている。
- ・市政懇談会で個別の問題を取り上げるのではなく変えたいと思っている。
- ・出席率が悪いので総会ではっぱをかけた。代理出席もOKにすべきだ。
- ・本庁の担当課と直接やった方が良いこともある。支所には伝えるが。

(3) 市政情報の周知

- ・市から送られてくる情報(回覧、掲示依頼)は適当である。2年ほど前から少なくなった。無駄な情報はなくなった。
- ・今ぐらいでちょうど良い。市以外の回覧は学校便り、地区の行事、営業もある。
- ・無駄なものもなく、ちょうど良い。
- ・学校など他の回覧を合わせるので、市からの文書の送付があるのかないか予定が分かればありがたい。

(4) 募金、行事イベントの実施・参加、各種事業への協力

- ・市からの依頼が地区長(窓口)に集中している。

II

(1) 公共サービスの提供

ア公共サービスが安定的、適切に提供できる。
(公共サービスを担う実施体制が十分か検証する)

イ市は公共サービスの質を確保する。
(現状が妥当であるか検証する)

(2) 市政への意見要望・地域の同意

ア市政懇談会は地域が希望する形で開催する。現状には改善点がある。
→地域全体の問題を取り上げていない。話し合いがない。委員が出席しない。

イ地域の意見要望・同意は地域内で調整して伝える。現状は調整が十分か不明である。
→市政協力委員の認識が低い。意見が出ない。
(地域の同意を得る事項の現状を検証する)

ウ市は意見要望を受け、その対応(検討や実施など)の説明責任を果たす。現状は十分ではない。
→支所長一人では大変である。
→普段から職員と話をする機会がない。

(3) 市政情報の周知

ア必要な情報を住民に的確に伝える。
(そうになっているか検証する)

(4) 募金、行事イベント、各種事業への協力

ア市は協力依頼に地域の理解、賛同を得る。
(一方的になっていないか、また依頼内容の妥当性を検証する)

II

(1) 公共サービスの提供

(人員・処理体制を充実させる)

(市が責任を持ってフォローする)

(2) 市政への意見要望・地域の同意

ア市政懇談会の開催方法は地域ごとに協議する。
・地区ごとに異なる形式も可とする。

イ調整、取りまとめの手順を設ける。
・活動の手引きを活用する。
・市が求める地域の同意については手順を明らかにする。

ウ市が地域とのコミュニケーションを図る体制を充実させる。
(地域の仕組みづくりでも、本庁や支所の地域コミュニティ担当の強化を課題としている)

(3) 市政情報の周知

ア地域内の住民に回覧、掲示する体制を維持する。
・市は掲示板の設置補助や回覧板の提供などを支援する。
(市は情報の必要性を精査する)

(4) 募金、行事、各種事業への協力

(現状は地区長会議で説明している)

(地域の現状・問題にどんなことがあるのか?)

(望ましい姿と解消すべき問題点は何か?)

(そのために何が必要か?)

(5) 各種委員、表彰者の推薦

- ・候補となる人材がない。
- ・地区長、町会長が一本釣りする、あるいは役員会にける場合がある。あらかじめ年間スケジュールがわかっているれば調整しやすい。
- ・役員会でも地区長一任となるが、広く人材を探せる体制が必要である。本当に地区長に依頼することなのか?
- ・新しい人材がない。
- ・各町会長に割り振るので特に困ってはいない。
- ・地区のブロックや他の組織にお願いして候補者を選んでいる。依頼は地区長を通した方が活動全体の連携が取れるので良いと思う。

(5) 各種委員、表彰者の推薦

- アそれぞれに相応しい人を適切に選任する。現状は人材探しに苦労している。**
- 広く人材を探せる体制が必要である。地区長、町会長に負担が大きい。

(5) 各種委員、表彰者の推薦

- ア選任の仕組みを確立する。**
- ・より多くの目で人材を探し、選考する体制（役員会や推薦委員会など）を設ける。
- ・広く人材を募る手法を検討する。
- イ委員の意義や任務を広く周知し、理解を促進する。**
- (委員個人に依頼する任務なのか、組織に依頼する役割なのか、選任方法も含めて検証する)

(地域の現状・問題にどんなことがあるのか?)

(望ましい姿と解消すべき問題点は何か?)

(そのために何が必要か?)

課題の整理には、市政協力委員制度の継続か、新たな制度に移行するか、方向性を決める必要がある。

Ⅲ 市政協力委員制度の現状・問題について

(1) 制度目的である広報広聴のパイプ役としては?

- ・市政協力委員自身も勉強して変わるべきであり、地区長会議で議論されてこなかったことが問題である。市政協力委員にもっと魅力とやりがいが必要だ。
- ・市政協力委員制度の現状で問題はない。
- ・市政協力委員が業務、責務を自覚していない。市の啓発、研修が足りない。
- ・市政協力委員が本来の趣旨に則る。
- ・個人をパイプ役にする必要はない。町会に委任してもらえばOKである。

(2) 町会・自治会の活動全般と市の関係からは?

- ・市政協力委員なのか町会長との関係なのか不明確である。
- ・地区の代表は連合会の会長であり、地区長という名称を地域住民は使わないし認知されていない。

(3) 制度設計上の問題は?

①選出方法、情報周知や地域意見の調整合意の業務体制では?

- ・マンション自治会(管理組合)をその気にさせる工夫、仕掛けが必要だ。
- ・市政協力委員がしょっちゅう変わる。任期2年は全うしてほしい。経験も必要なので順番でやれるものではない
- ・現状では市政協力委員の職務に重みがない。
- ・市政協力委員の選び方を是正すべき。町会の推薦でなく前任者の指名で町会活動から離れた人がなった。
- ・市政協力委員向けに会報やニュースがない。
- ・市政協力委員と町会長を分ける必要がない。町会長が市政協力委員になるよう申し合わせしている。

②市政協力委員連合会地区長会議では?

- ・地区長会議は現状ぐらいでゆるやかで良い。
- ・地区長会議で地区長同士の話し合いがない。全市的な大きな問題・課題を!
- ・自主的な交流、検討、研修視察もない。市からの要請のみだ。委員会もない。

Ⅲ

(1) 広報広聴のパイプ役としては?

ア市政協力委員が制度を理解して任務に当たる。現状は責務を自覚していない委員もいる。
→市の啓発、研修が足りない。

イ広報広聴の業務を適切に実施できる制度にする。

現状は制度と実態に齟齬がある。
→個人をパイプ役にする必要はない。

(2) 町会・自治会の活動全般と市の関係からは?

ア町会・自治会と市の関係全般をカバーする制度が必要である。現状の市政協力委員制度では全体をカバーできていない。

→市政協力委員と会長が曖昧になっている。

(3) 制度設計上の問題は?

①選出方法、情報周知や調整合意の業務体制では?

ア町会・自治会が責任をもってパイプ役となる委員を推薦し、その委員を通して適切に活動する。現状は一部に不適切な例も見受けられる。
(現状を検証する)

イ委員個人の役割と町会・自治会の業務を整合させる。現制度は整合していない。

→市政協力委員と町会長を分ける必要がない。

②市政協力委員連合会地区長会議では?

ア市政協力委員連合会の組織目的に沿って地区長会議を適切に運営する。

(事実上は代表と見なされているが、市政協力委員は広報広聴の行政連絡員であり、町会・自治会の代表ではないので限界がある)

Ⅲ

(1) 広報広聴のパイプ役

ア市政協力委員制度の目的、責務の周知を徹底する。
・市が啓発、研修を行う。

イ広報広聴の業務実態に合った制度に移行する。

(2) 町会自治会と市の関係

ア活動主体の町会・自治会と市が直接繋がる制度を構築する。

(3) 制度設計

①選出方法、業務体制では?

ア市政協力委員制度の目的、責務の周知を徹底する。
・市が啓発、研修を行う。

イ活動主体の町会・自治会と市が直接繋がる制度を構築する。

②連合会地区長会議

ア地区長会議の運営を見直す。

(全市的な組織体制を整備する場合は、その中に地区長会議と同様の機能を持たせる)

(地域の現状・問題にどんなことがあるのか?)

(望ましい姿と解消すべき問題点は何か?)

(そのために何が必要か?)

③事務処理手数料では? (町会の役員手当・活動費を含む)

- ・市政協力委員の手数料を7人の役員に配分している。手数料がなければ担い手は圧倒的に少なくなるだろう。町会では役員手当では出していない。
- ・自治会長は盆踊りや祭礼で寄付を出すものとの風潮だが、多額の寄付をする財源もない。
- ・会長には神社の寄付や香典など負担も大きい。町会の役員には活動費2~3千円出す。
- ・町会から町会長の活動費をもらうところもある。
- ・手数料の件は周囲も知っており、オープンにして町会に還元している。
- ・町会長に手当では必要であろう。今の手数料を会長と町会で半々ぐらいがちょうどいいのではないか。
- ・手数料は個人所得なので口外しないことになっている。
- ・町会から会長に活動費が出ているところが多い。実際に経費がかかる。
- ・手数料は住民も知っており、地元へ還元もしているが、交際費もなく、必要経費に充てる。町会からは交通費1万円が出る。
- ・手数料を自治会に入れているところもある。町会からの活動費や手当は聞いたことがない。
- ・手数料は住民が知っているところも知らないところもある。ほとんどの町会で町会長から班長まで何がしかの手当(役員通信費、交際費)を出している。また、民生委員にも活動費を出している。地区長・町会長は経費がかかる。
- ・手数料は知っていると思うが、会長が配分するのは難しい。
- ・役員手当はないが、町会長で1万円を作業時のお茶代にしている。他の町会では、会長1万円~班長3000円のところがある。

③事務処理手数料では?

ア事務処理手数料(文書広報費)は委員個人の任務に対する対価である。現状は任務や対価の趣旨が曖昧になっている。

- 広報広聴の任務が組織体制の中で行われている。
- 委員の任務と町会長の役割が混同されている。
- 町会・自治会に依頼している様々な業務に対する対価がない。地区長や町会長などの負担に当たっていない。

③事務取扱費

ア市政協力委員の任務あるいは町会・自治会への依頼内容に鑑みて適切な対価を支払う制度を設ける。

抽出した課題を整理する案

I 町会・自治会（地区・全市を含めて）の地域活動が有効かつ適切に行われるために必要なこと

課題の整理案	課題解決の考え方
1. 町会・自治会が果たすまちづくりの意義や役割を地域みんなが理解するための（仮）活動の手引きを整備し、その活用を通して組織運営の適正化及び自発的な活動の活性化を図る。 2. 全市及び地区組織の体制を整備し、対話や交流を通して町会・自治会みんなの組織力で課題の解決に取り組む。 3. 市が町会・自治会を市政運営のパートナーと位置づけ、互いの役割などパートナーシップを制度的に確立する。 4. 市は組織運営や地域活動に対する支援を充実する。	

II 地域に係わる市政（町会・自治会の協力による公共サービスや事業の実施）が有効かつ適切に行われるために必要なこと

課題の整理案	課題解決の考え方
1. 地域で提供される公共サービスや事業を実施するための組織体制や手続きを確保する。 人員確保、会計等事務処理、市政懇談会開催、意見要望の把握・調整、同意の手続き、回覧・掲示の体制、募金の集金、行事等の実施体制、委員等の選任手続き 2. 市は依頼事項に対する地域の理解・了解を十分に得るための周知、説明、協議の体制を確立する。また、日常的に地域とのコミュニケーションが図れる体制を充実する。 3. 市は公共サービスや事業の質を確保するために実施内容を検証し、必要な協力・支援・指導などをフォローする。	

III 市政協力委員制度の検証・見直し、これからの町会・自治会と市のパートナーシップを構築するために必要なこと

課題の整理案	課題解決の考え方
○市政協力委員制度を継続する場合 1. 市政協力委員及び推薦母体の町会・自治会が制度の目的や任務を理解して活動するよう周知を徹底する。 2. 市は市政協力委員の任務（広報広聴）と町会・自治会への依頼を明確にして制度を運用する。 3. 市政協力委員連合会地区長会議の組織目的に沿って運営を見直す。 4. 市政協力委員に対する事務取扱手数料を任務に合わせて見直す。 ○市政協力委員制度から新たな制度に移行する場合 1. 広報広聴の業務が適切に実施できるよう、町会・自治会と市が直接繋がる制度を構築する。 2. 市政協力委員連合会地区長会議は全市的な組織体制を整備する中でその機能を確保する。 3. 町会・自治会と市が直接繋がる制度において、依頼業務に応じた適切な対価を支払う制度を設ける。	

市政協力委員全員アンケート調査（企画案）

1. 調査目的

町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会は、地域のまちづくりにおける町会・自治会の活動及び市とのパートナーシップ、特に市政協力委員制度を検証し、現状と課題の整理を進めています。この検討作業に資するため、市政協力委員全員を対象として、町会・自治会活動や市政協力委員制度について、その実態や当事者としての意見などを把握するものです。

2. 調査概要

- (1) 対象 現市政協力委員 406名
- (2) 方法 質問票による無記名・返送方式
- (3) 期間 10月9日発送 10月26日回答期限（返信用封筒による）

3. 調査項目（アンケートの質問項目案）

(1) 委員本人の基本属性

年齢、委員年数、就労状況

(2) 市政協力委員制度に関する事項

①基本事項

地区、町会・自治会内の役職、委員交替制の有無と任期

②委員業務に関する状況

回覧部数と処理状況、掲示部数と処理状況、市政懇談会の評価と意見
事務取扱手数料の実態

③今後の方向性に関する認識

会長が委員を兼務する必要性、委員業務と町会・自治会活動の区分

(3) 町会・自治会に関する事項

①町会・自治会の組織運営

世帯数、住居形態、結成時期、集会施設の有無、規約の有無、総会・役員会の現状、総会関係資料（事業報告、決算報告、監査、事業計画、予算立案、議事録）の有無、広報・周知活動の現状、未加入対策の現状、会長手当の有無・金額

②地域・地区のつながり

連合町会・地区社協加入の有無

③今後の方向性に関する認識

活動活性化の認識、活動の手引きの必要性、協力・連携の必要性と内容、
全市組織の必要性

(4) 市との関係に関する事項

①依頼業務に対する認識（必要性）

公共サービス、地域意見の調整、市政情報の周知、募金、委員推薦

②市とのコミュニケーションの現状

地域所管課（本庁・支所）、そのほかの事業担当課

(5) 今後の方向性に関する認識

町会・自治会と市のパートナーシップ構築に必要なこと

(6) 自由意見

町会・自治会と市のパートナーシップに関するアンケート調査

設問のねらいと分析の考え方

設問	ねらいと分析の考え方
問1 年齢（10才間隔）	年代によって、市政協力委員や町会・自治会の活動に対する意識等の変化をクロス分析により把握する。
問2 就労状況 付問 就労時間	就労状況によって、市政協力委員や町会・自治会の活動に対する意識等の変化をクロス分析により把握する。
問3 町会・自治会内の役職 付問 会長兼務の必要性	町会・自治会の会長の兼務状況を把握する。付問では、会長に対して、市政協力委員を兼ねることの必要性を聞く。
問4 委員交替制の有無 付問 任期	委員交替制の実態を把握する。短期間で交替する委員の意識等が異なるのか把握する。
問5 委員の在任年数	市政協力委員の経験年数によって、市政協力委員や町会・自治会の活動に対する意識等の変化を把握する。
問6 地区	地区を把握し、必要に応じて地区ごとの結果を集計する。
問7(1)市政懇談会の評価 (2)意見・改善の提案	市政懇談会に参加しての評価を必要性の認知度で把握するとともに、不参加の状況、意見・改善の提案を聞く。
問8(1)ア回覧部数イ処理状況 (2)ア掲示部数イ処理状況	市政協力委員が回覧・掲示をどのように処理しているのか把握する。また、取扱い部数による違いを把握する。
問9 町会・自治会の組織運営 (1)世帯数 (2)町会・自治会区域の住居形態 (3)結成時期 (4)規約の有無 (5)総会の開催 (6)総会関係資料の作成の有無 ア前年度事業報告 イ前年度決算 ウ監査報告 エ当該年度事業計画 オ当該年度予算 カ総会の議事録 (7)役員会の開催 (8)集会施設の有無 (9)情報発信の現状 ア総会資料の周知 イ会報・広報の発行 付問 発行回数	町会・自治会の実態を把握する。 世帯数、住居形態、結成時期を把握し、その違いによる影響を分析する。 規約・会則の整備状況を把握する。 総会の開催の有無を把握する。 総会関係資料作成の有無から組織運営の適切さを把握する。 役員会の開催状況を把握する。組織力のバロメーター専用の集会施設の有無、所有形態を把握する。 広く住民に活動内容を周知しているか、現状を把握する。

ウホームページの開設 (10)未加入対策の現状	未加入対策への工夫やアイデアを把握する。
問 10 活動活性化への意識	町会・自治会が積極的に活動することへの賛意を把握する。積極的な人とそうでない人の違いを説明変数にして、他の設問（意識や態度）への影響をクロス分析する。
問 11 町会・自治会の連携 (1)連合組織の加入状況 (2)地区社協の加入状況 (3)地域の協力・連携の必要性 付問 必要な活動内容	連合町会の有無、加入状況を把握する。 地区社会福祉協議会への加入状況を把握する。 町会・自治会が協力・連携する必要性の認識を把握する。 また、必要と思う活動や取り組みを把握する。
問 12 全市連合組織の必要性	全国の 7 割の自治体で連合組織が様々な取り組みをしていることをアナウンスした上で、本市での必要性の認識を把握する。
問 13 市の依頼業務への認識 (1)公共サービス (2)地域意見の調整 (3)市政情報の周知 (4)募金の集金、拠出 (5)各種委員の推薦	市が依頼している業務について、その必要性をどの程度認識しているかを把握する。市が業務の必要性、重要性を周知して、町会・自治会がどれほど理解、承知の上で協力しているのかを探る。
問 14 市とのコミュニケーション (1)地域担当職員 (2)そのほかの事業担当課職員	パートナーシップ、信頼関係を醸成するためのコミュニケーションについて、支所や地域振興課の地域担当職員および各施策分野の事業担当課職員に分けて認識を把握する。
問 15 パートナーシップの構築	町会・自治会と市がより良い協力関係を構築するために取り組んだら良い施策を選択肢として、どのような施策に賛意が得られるのかを把握する。
問 16 活動の手引きの必要性	他市での作成の事例をアナウンスした上で、町会・自治会の活動に役立つのか、その賛意を把握する。
問 17 委員活動と町会・自治会活動の区別	市政協力委員制度の問題となっている個人の活動と町会・自治会としての活動の曖昧さについて、区別することの容易さ、難しさの認識を把握する。
問 18 事務取扱手数料の実態	委員個人に支払われている事務取扱手数料の用途から、手数料が曖昧にしてきた性格の実態を把握する。
問 19 会長手当の有無 付問 名目と金額	町会・自治会の会長手当の実態を把握する。事務取扱手数料が曖昧としてきた性格の解決策を探る。
自由意見	町会・自治会活動の活性化、市政協力委員制度、市の施策について、意見・提案を把握する。

※各設問間のクロス分析について、説明変数、被説明変数は随時検討、設定する。

町会・自治会と市のパートナーシップの構築に向けた課題について

検討委員会が第3回会議（H24. 8. 30）において協議した課題の整理案について、本調査で得られた結果から妥当性を検証するとともに、追加・修正すべき課題を整理します。

ア. 町会・自治会（地区・全市を含めて）の地域活動が有効かつ適切に行われるために必要なこと

検討委員会の課題の整理案（H24. 8. 30）

1. 町会・自治会が果たすまちづくりの意義や役割を地域みんなが理解するための（仮）活動の手引きを整備し、その活用を通して組織運営の適正化及び自発的な活動の活性化を図る。
2. 全市及び地区組織の体制を整備し、対話や交流を通して町会・自治会みんなの組織力で課題の解決に取り組む。
3. 市が町会・自治会を市政運営のパートナーと位置づけ、互いの役割などパートナーシップを制度的に確立する。
4. 市は組織運営や地域活動に対する支援を充実する。

【課題の整理案の検証】

- ① 活動の手引きについて、連合組織が作成している事例を挙げて、役に立つと思うか有用性を聞いたところ、6割強の人が有用性を支持する結果となりました。特に、町会・自治会活動の積極性や連合町会の必要性を支持する人ほど有用性を感じていることから活動の手引きの整備を課題とすることは適切と判断します。
- ② 全市的な連合組織の必要性について支持する人が7割弱、地域で町会・自治会が協力・連携する必要性について支持する人が8割を超えていることから、全市及び地区組織の体制整備について課題とすることは適切と判断します。ただし、支持の差からは、身近な地域での連合組織に対する必要性が高いものと考えます。
- ③ パートナーシップ構築に必要な取り組みを聞いた結果では、お互いの役割（協力や支援など）を明確にすることや日頃から話し合う機会を増やすことが、特に、町会・自治会活動の積極性や依頼業務の認識度が高い人から支持される傾向がわかりました。互いの役割などパートナーシップを制度的に確立することを課題とし、これらのニーズに応えることは適切なものと判断します。
- ④ 市が活動をもっと支援することについては5割の人が支持する結果が得られていることから、市の支援の充実を課題とすることは妥当と判断します。

イ. 地域に係わる市政（町会・自治会の協力による公共サービスや事業の実施）が有効かつ適切に行われるために必要なこと

検討委員会の課題の整理案（H24. 8. 30）

1. 地域で提供される公共サービスや事業を実施するための組織体制や手続きを確保する。
2. 市は依頼事項に対する地域の理解・了解を十分に得るための周知、説明、協議の体制を確立する。また、日常的に地域とのコミュニケーションが図れる体制を充実する。
3. 市は公共サービスや事業の質を確保するために実施内容を検証し、必要な協力・支援・指導などをフォローする。

【課題の整理案の検証】

- ① 調査結果では、市からの依頼業務に対して、町会・自治会が業務を実施する必要性が一部認識されていない実態が明らかとなり、その認識がコミュニケーションに影響されることもわかりました。このことから、依頼事項に対する地域の理解・了解を十分に得るための周知、説明、協議の体制を確立する。また、日常的に地域とのコミュニケーションが図れる体制を充実することを課題とすることは適切と判断します。

ウ. 市政協力委員制度の検証・見直し、これからの町会・自治会と市のパートナーシップを構築するために必要なこと

検討委員会の課題の整理案（H24. 8. 30）

○市政協力委員制度を継続する場合

1. 市政協力委員及び推薦母体の町会・自治会が制度の目的や任務を理解して活動するよう周知を徹底する。
2. 市は市政協力委員の任務（広報広聴）と町会・自治会への依頼を明確にして制度を運用する。
3. 市政協力委員連合会地区長会議の組織目的に沿って運営を見直す。
4. 市政協力委員に対する事務取扱手数料を任務に合わせて見直す。

○市政協力委員制度から新たな制度に移行する場合

1. 広報広聴の業務が適切に実施できるよう、町会・自治会と市が直接繋がる制度を構築する。
2. 市政協力委員連合会地区長会議は全市的な組織体制を整備する中でその機能を確保する。
3. 町会・自治会と市が直接繋がる制度において、依頼業務に応じた適切な対価を支払う制度を設ける。

【課題の整理案の検証】

○市政協力委員制度を継続する場合

- ①調査の結果からは、市政協力委員個人の任務と町会・自治会としての活動が混在し、曖昧になっている実態が明らかとなりました。今後とも、市政協力委員制度を継続するのであれば、市は制度の目的や委員の任務を明確にするとともに、その任務に合わせた事務取扱手数料を支払うなど制度の運用を見直すことが課題になります。また、委員及び町会・自治会に対しても制度の趣旨に則って活動するよう理解を求めることが課題となります。
- ②市政協力委員連合会地区長会議については、市との話し合いの場が支持されていることから、市との協議の場として運営を見直すことが課題になるものと考えます。ただし、組織目的が広報広聴業務を任務とする委員であることの限界はあるものと考えます。

※調査では、市政協力委員の業務と町会・自治会活動の区別が難しいとする人が7割に達していることから、①で挙げた課題を解決して制度を継続することは相当に困難なものと考えられます。

○市政協力委員制度から新たな制度に移行する場合

- ①市政協力委員制度に代わる新たな制度を前提とする場合、調査結果からは、委員の業務が町会・自治会の組織体制を活用して行われるケースが多いと想定されることから、この実態に合わせて町会・自治会が業務を行う制度へ移行することが適切と判断します。
- ②新制度を検討するに当たっては、地域の連合組織や全市的な連合組織を整備する必要性が支持されていることから、その組織体制と整合を図りながら、市政協力委員連合会地区長会議の機能を確保するとの課題は妥当なもの判断します。
- ③事務取扱手数料については、町会・自治会活動のために使われている実態があること及び町会・自治会が業務を実施する新制度を想定するのであれば、業務に対する対価は、町会・自治会に支払われるよう制度を検討することが課題となります。

また、事務取扱手数料が実態的に会長手当・役員手当のように使われていると解釈できることから、町会・自治会が活動するにあたって負担が大きい会長や役員に対してどのように報いるのか、調査では会長手当の現状を調べた結果、3割強の町会・自治会で支出していることが明らかとなりました。今後、町会・自治会の活動を活性化する上で、このような手当のあり方についても留意すべきものと考えます。